

# りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

りそな・東京応援・資産分散ファンド(愛称:大江戸ブンさん) / りそな・埼玉応援・資産分散ファンド(愛称:埼玉ブンさん)  
 りそな・多摩応援・資産分散ファンド(愛称:多摩ブンさん) / りそな・神奈川応援・資産分散ファンド(愛称:はまのブンさん)  
 りそな・中部応援・資産分散ファンド(愛称:りそちゅーブンさん) / りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド(愛称:京・近江ブンさん)  
 りそな・大阪応援・資産分散ファンド(愛称:上方ブンさん) / りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド(愛称:ひょうご元気ブンさん)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(交付目論見書)

平成21年 5月2日

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



## 大和投資信託

Daiwa Asset Management

## 投資信託説明書（交付目論見書）

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

### 委託会社の情報提供窓口

◆ お電話によるお問合わせ先

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

◆ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。本文書により行なう「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年11月6日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月7日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

下記の内容は、この投資信託(「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」を構成する「りそな・東京応援・資産分散ファンド」「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」「りそな・中部応援・資産分散ファンド」「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」(以下総称して「当ファンド」といいます。))をお申込みされる際にあらかじめ、投資家のみなさまに、ご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

当ファンドにかかる、下記の内容および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読み下さい。

## 記

### 当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、主にわが国の株式、海外の公社債および不動産投資信託証券(リート)を実質的な投資対象としますので、株価、公社債の価格、リートの価格の下落、組入株式、公社債の発行企業・発行体の経営不安、倒産、財政難等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替レートの変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価、公社債の価格、リートの価格の変動リスク」、「信用リスク」、「為替リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」に記載しておりますのでご確認下さい。

## 当ファンドにかかる手数料等について

### 申込手数料

当ファンドの申込手数料の料率の上限は、2.1% (税抜2.0%)です。

くわしくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

### 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はありません。

### 信託報酬

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.3125% (税抜1.25%)の率を乗じて得た額とし、ファンドよりご負担いただきます。

### その他の費用<sup>(\*)</sup>

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等をファンドでご負担いただきます。

(\*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」に記載しておりますのでご確認ください。

# 目論見書の概要

## りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

- りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
- りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
- りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
- りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
- りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
- りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
- りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
- りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

本概要は、後掲の「有価証券届出書の内容」(交付目論見書本文)を要約したものです。詳細は、交付目論見書本文の該当箇所をご覧ください。

### ファンドの概要

目的および基本的性格	追加型投信／内外／資産複合 安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	①(※) 応援マザーファンドの受益証券 ②ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ③世界REITマザーファンドの受益証券
マザーファンドの主要投資対象	①わが国の金融商品取引所上場株式 ②海外の公社債等 ③海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)
投資態度	①主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ②各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(※) 応援マザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1</li> <li>・ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1</li> <li>・世界REITマザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1</li> </ul>

投資態度 (つづき)	<p>③保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。</p> <p>④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>①株式への直接投資は、行ないません。</p> <p>②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p>
価額変動リスク	<p>当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。</p>
お買付単位	<p>各ファンドについて、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位</p> <p>(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。</p>
お買付価額 (1万口当たり)	<p>各ファンドについて、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額</p>
お買付時の 申込手数料	<p>販売会社が別に定めるものとしします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。</p> <p>(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。</p> <p>(注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。</p> <p>(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。</p>
お申込みの 受付中止日・ 受付時間	<p>①ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお買付けおよびご換金の申込みの受け付けは行ないません。</p> <p>②委託会社の各営業日*の午後3時(半休日においては午前11時)までに受付けたお買付けおよびご換金の申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。</p> <p>*前①のお申込受付中止日を除きます。</p>
決算日	<p>毎月13日(休業日の場合翌営業日)</p>
収益分配	<p>毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>(注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。</p> <p>(注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。</p>
信託期間	<p>平成18年9月27日から平成28年10月13日まで</p>
信託報酬率	<p>信託財産の純資産総額に対して年率1.3125%(税抜 1.25%)</p>

◆投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくごお願い申し上げます。

(注) 上記の「主要投資対象」および「投資態度」の項にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

# 商品分類・属性区分

## 商品分類表〈各ファンド共通〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表〈各ファンド共通〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株				
中小型株	年2回	日本		
債券				
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
公債		欧州		
社債	年6回 (隔月)	アジア		
その他債券		オセアニア		
クレジット属性 ( )				
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産 (投資信託証券) (資産複合 資産配分固定型) (株式、債券、不動産投信)	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( )	その他 ( )	中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

### [商品分類の定義]

- ◆「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ◆「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ◆「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

### [属性区分の定義]

- ◆「その他資産」…組入れている資産
- ◆「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ◆「年12回(毎月)」…目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ◆「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ◆「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ◆「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

# りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

## ファンドの特色

1

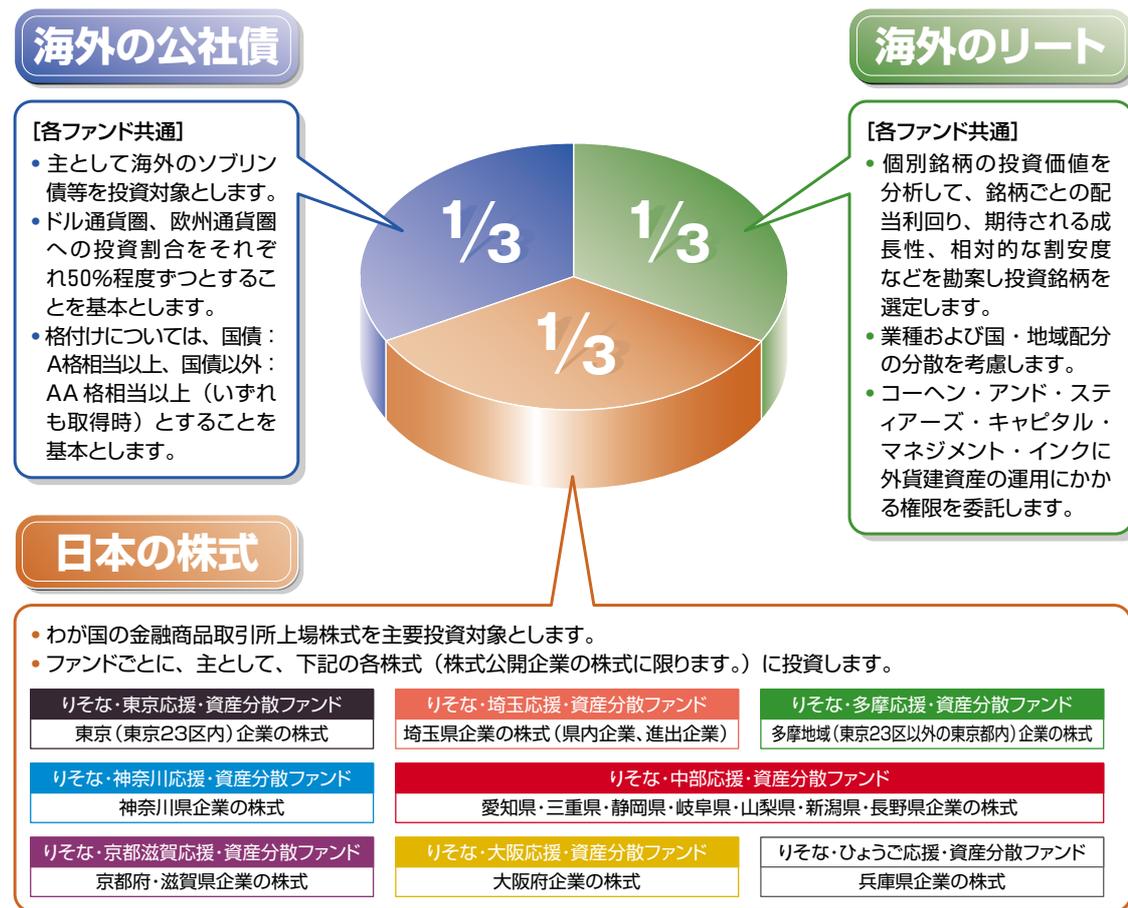
「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」は、次の8本のファンドで構成されています。

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ	
りそな・東京応援・資産分散ファンド	(愛称: 大江戸ブンさん)
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	(愛称: 埼玉ブンさん)
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	(愛称: 多摩ブンさん)
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	(愛称: はまのブンさん)
りそな・中部応援・資産分散ファンド	(愛称: リそちゅーブンさん)
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	(愛称: 京・近江ブンさん)
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	(愛称: 上方ブンさん)
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	(愛称: ひょうご元気ブンさん)

2

各ファンドは、マザーファンドを通じて、わが国の株式ならびに海外の公社債および不動産投資信託証券に3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

### ◆◆◆ 資産配分のイメージ ◆◆◆



(注1) 上記は、「投資態度」に規定されている「各マザーファンドの標準組入比率」をもとに作成した資産配分イメージであり、実際の組入比率とは異なります。

(注2) 各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。



※図中の各記号(〇〇、□□、◇◇)を、各ファンドごとに次のとおり読替えて下さい。

〇〇	□□	◇◇
東 京	東 京	東京(東京23区内)
埼 玉	埼 玉	埼玉県(県内企業、進出企業)
多 摩	多 摩	多摩地域(東京23区以外の東京都内)
神 奈 川	神 奈 川	神奈川県
中 部	中 部	愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県
京都滋賀	京都滋賀	京都府・滋賀県
大 阪	大 阪	大阪府
ひょうご	兵 庫	兵庫県

◎保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

◎大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### 3

**毎月1回、13日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。**

#### 〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

## 収益分配のイメージ



- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## 4

販売会社は、各ファンドにおいて、その收受した信託報酬の一部(毎年、各ファンドごとに、8月決算日時点の純資産総額の0.05%程度)を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行っている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。

- 寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。
- ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

# 「日本の株式」部分の各マザーファンドの運用について

## 1. 主要投資対象 [各マザーファンド共通]

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

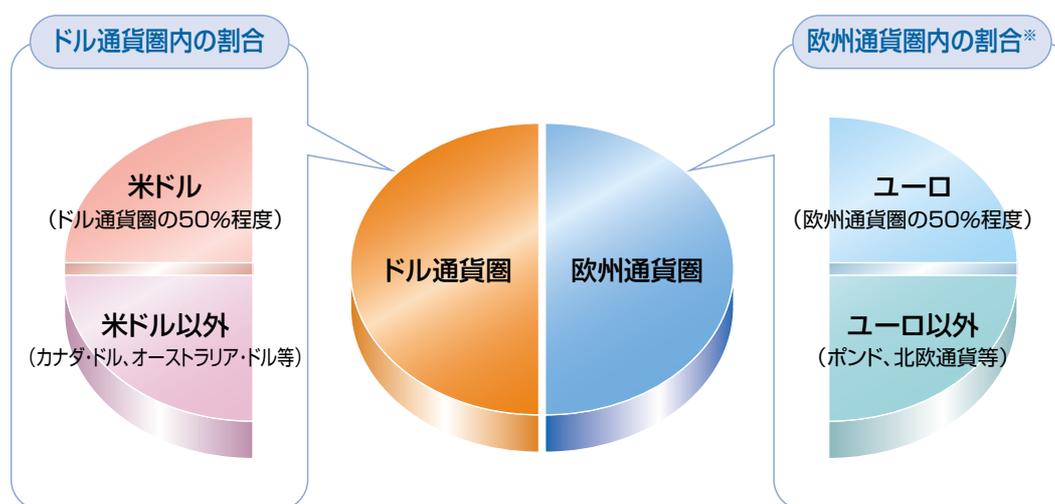
## 2. 投資態度

東京応援マザーファンド	<p>①主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
埼玉応援マザーファンド	<p>①主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下、「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下、「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
多摩応援マザーファンド	<p>①主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②多摩地域企業とは、東京23区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
神奈川応援マザーファンド	<p>①主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
中部応援マザーファンド	<p>①主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
京都滋賀応援マザーファンド	<p>①主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
大阪応援マザーファンド	<p>①主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
兵庫応援マザーファンド	<p>①主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
各マザーファンドに共通の規定	<p>④株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>

## 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります)。
    - ※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
  - ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

### ポートフォリオのイメージ図



※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

- ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

- 3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

### 債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S & Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AA { AA+ AA AA- }
	A { A1 A2 A3 }	A { A+ A A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

※1 }  
※2 }

国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズやスタンダード・アンド・プアーズ(S & P)といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

### デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## 「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
  - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

### [リート(REIT)について]

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

#### 〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

# 価額変動リスクなど

## 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

### ① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ③ リート(不動産投資信託)への投資に伴うリスク

リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- 金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- 法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- 金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ④ 外国証券への投資に伴うリスク

#### イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

#### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

### ⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

## お買付けは…

### お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日\*の午後3時(半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日\*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

### お買付単位

各ファンドについて、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

### お買付価額

お買付価額(1万口当たり)は、各ファンドについて、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

### 申込手数料

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

(注2) 申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### 収益分配金は…

#### 分配時期

毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

- 決算日は、毎月13日(休業日の場合翌営業日)です。

#### 支払方法

当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。

- 「分配金再投資コース」をご利用の場合  
収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
- 「分配金支払いコース」をご利用の場合  
収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いいたします(税金が差引かれます。)

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

## 収益分配金に対する税金は…

## ● 個人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20% (所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10% (所得税7%および地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

## ● 法人の受益者の場合

普通分配金について、平成23年12月31日まで7% (所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。上記に記載の7% (所得税7%)の税率は、平成24年1月1日から、15% (所得税15%)となります。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分で、税金はかかりません。)の区分があります。

- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# ご投資の手引き

## ご換金は…

### ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受け付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日\*の午後3時(半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日\*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

### ご換金単位

各ファンドについて、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

※信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の「解約請求」には制限があります。

### 解約価額など

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

[個人の受益者の場合]

#### ●「解約請求」の場合

一部解約時の差益(解約価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。

一部解約時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

[法人の受益者の場合]

#### ●「解約請求」の場合

一部解約時の個別元本超過額については、所得税(7%。平成24年1月1日から15%)の源泉徴収が行なわれます。地方税の源泉徴収はありません。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 支払開始日

代金は、原則としてお申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

## 信託期間は…

平成28年10月13日が信託期間終了日です。

- ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。

## 償還金は…

## 支払開始日など

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までにお支払いいたします。

## [個人の受益者の場合]

償還時の差益(償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。

償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

## [法人の受益者の場合]

償還時の個別元本超過額について、平成23年12月31日まで7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%(所得税7%)の税率は、平成24年1月1日から、15%(所得税15%)となります。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ご投資の手引き

### 受益証券は…

- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

### 信託報酬などは…

#### 信託報酬など

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%(税抜 1.25%)の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

(注1) 信託報酬の配分については、交付目論見書本文をご参照下さい。

(注2) 委託会社は、「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとします。くわしくは、交付目論見書本文をご参照下さい。

- 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注) 信託報酬、監査報酬および有価証券売買時の売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。

### 運用経過のお知らせは…

- 毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。
- 基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

## ● 用語のご説明 ●

1. 基準価額	純資産総額(信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。
2. 個別元本	<p>受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。</p> <p>受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。</p> <p>受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。</p>

## 有価証券届出書の内容

(訂正届出書の内容を含む。)  
(交付目論見書本文)

提出先 関東財務局長 殿

提出日 平成 20 年 11 月 6 日提出  
平成 21 年 5 月 1 日訂正

発行者名 大和証券投資信託委託株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 石橋 俊朗

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 10 番 5 号

事務連絡者氏名 長谷川 英男

連絡場所 本店の所在の場所に同じ

電話番号 03-5695-2111

### 届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

りそな・東京応援・資産分散ファンド(愛称:大江戸ブンさん)  
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド(愛称:埼玉ブンさん)  
りそな・多摩応援・資産分散ファンド(愛称:多摩ブンさん)  
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド(愛称:はまのブンさん)  
りそな・中部応援・資産分散ファンド(愛称:りそちゅーブンさん)  
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド(愛称:京・近江ブンさん)  
りそな・大阪応援・資産分散ファンド(愛称:上方ブンさん)  
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド(愛称:ひょうご元気ブンさん)  
(総称を「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」とします。)

### 届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額

継続申込期間(平成 20 年 11 月 7 日から平成 21 年 11 月 6 日まで)  
各ファンドについて 1 兆円を上限とし、合計で 8 兆円を上限とします。

### 縦覧に供する場所

該当ありません。

# 目 次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第二部 ファンド情報	
第 1    ファンドの状況	
1    ファンドの性格 .....	4
2    投資方針 .....	14
3    投資リスク .....	28
4    手数料等及び税金 .....	30
5    運用状況 .....	35
6    手続等の概要 .....	87
7    管理及び運営の概要 .....	88
第 2    財務ハイライト情報 .....	92
第 3    内国投資信託受益証券事務の概要 .....	108
第 4    ファンドの詳細情報の項目 .....	109

## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

- りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
- りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
- りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
- りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
- りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
- りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
- りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
- りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

（注1）上記の総称を「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」とします。

（注2）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (3) 発行（売出）価額の総額

各ファンドについて1兆円を上限とし、合計で8兆円を上限とします。

### (4) 発行（売出）価格

各ファンドについて1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5) 申込手数料

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されま  
す。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

(7) 申込期間

平成20年11月7日から平成21年11月6日まで（継続申込期間）  
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 払込取扱場所

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記のとおりです。  
株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付は、行ないません。

委託会社の各営業日( )の午後3時(半休日においては午前11時)までに受付けた取得および換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。上記の時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日( )の取扱いとなります。  
( )前 の申込受付中止日を除きます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

##### <各ファンド共通>

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))
	決算頻度	年12回(毎月)
	投資対象地域	グローバル(含む日本)
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	なし

##### (注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」...目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」...目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

##### (注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」...目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年12回(毎月)」...目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」...目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス <http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて次の額を限度として信託金を追加することができます。

りそな・東京応援・資産分散ファンド(愛称:大江戸ブンさん)	3,000億円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド(愛称:埼玉ブンさん)	1,500億円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド(愛称:多摩ブンさん)	600億円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド(愛称:はまのブンさん)	3,000億円
りそな・中部応援・資産分散ファンド(愛称:りそちゅーブンさん)	3,000億円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド(愛称:京・近江ブンさん)	1,500億円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド(愛称:上方ブンさん)	3,000億円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド(愛称:ひょうご元気ブンさん)	1,200億円

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

# 1

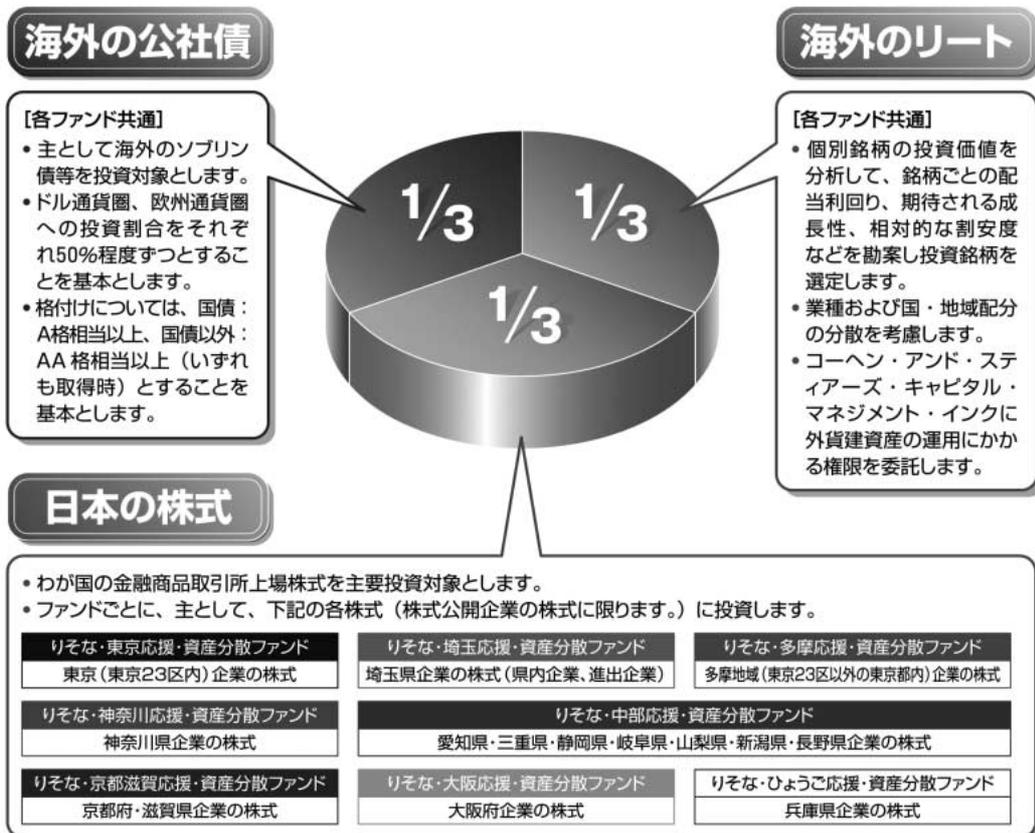
「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」は、次の8本のファンドで構成されています。

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ
りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

# 2

各ファンドは、マザーファンドを通じて、わが国の株式ならびに海外の公社債および不動産投資信託証券に3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

## ◆◆◆ 資産配分のイメージ ◆◆◆



(注1) 上記は、「投資態度」に規定されている「各マザーファンドの標準組入比率」をもとに作成した資産配分イメージであり、実際の組入比率とは異なります。

(注2) 各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。



※図中の各記号 (〇〇、□□、◇◇) を、各ファンドごとに次のとおり読替えて下さい。

〇〇	□□	◇◇
東 京	東 京	東京 (東京23区内)
埼 玉	埼 玉	埼玉県 (県内企業、進出企業)
多 摩	多 摩	多摩地域 (東京23区以外の東京都内)
神 奈 川	神 奈 川	神奈川県
中 部	中 部	愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県
京都滋賀	京都滋賀	京都府・滋賀県
大 阪	大 阪	大阪府
ひょうご	兵 庫	兵庫県

◎保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

◎大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### 3

**毎月1回、13日 (休業日の場合翌営業日) に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。**

#### 〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益 (評価益を含みます。) 等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益 (評価益を含みます。) 等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

## 収益分配のイメージ



- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## 4

販売会社は、各ファンドにおいて、その收受した信託報酬の一部(毎年、各ファンドごとに、8月決算日時点の純資産総額の0.05%程度)を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行っている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。

- 寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。
- ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

# 「日本の株式」部分の各マザーファンドの運用について

## 1. 主要投資対象 [各マザーファンド共通]

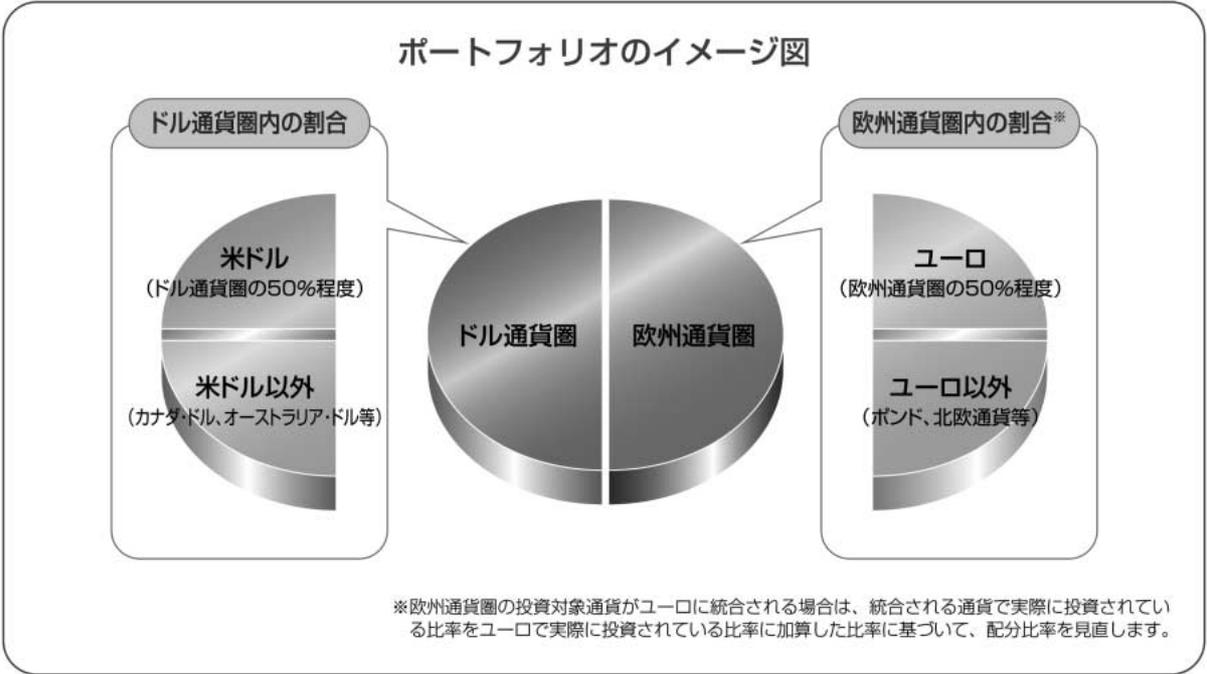
わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

## 2. 投資態度

東京応援マザーファンド	<p>①主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
埼玉応援マザーファンド	<p>①主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下、「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下、「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
多摩応援マザーファンド	<p>①主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②多摩地域企業とは、東京23区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
神奈川応援マザーファンド	<p>①主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
中部応援マザーファンド	<p>①主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
京都滋賀応援マザーファンド	<p>①主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
大阪応援マザーファンド	<p>①主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
兵庫応援マザーファンド	<p>①主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
各マザーファンドに共通の規定	<p>④株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>

# 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります)。  
 ※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
  - ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。



- ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AA { AA+ AA AA- }
	A { A1 A2 A3 }	A { A+ A A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

※1 }  
※2 }

国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズやスタンダード・アンド・プアーズ(S & P)といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## 「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
  - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

### [リート(REIT)について]

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

### 〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
	収益分配金（注1）、償還金など お申込金（5）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（1）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
1	収益分配金、償還金など お申込金（5）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
運用指図	2	損益 信託金（5）
受託会社	株式会社 りそな銀行  再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
		損益 投資
投資対象	わが国の株式、海外の公社債、海外の不動産投資信託証券 など（マザーファンド方式で運用を行ないます。なお、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）（注2）に運用の指図にかかる権限を委託します。）	

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（4）。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等

が定められています。

- 4: 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 5: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

#### [ マザーファンド方式について ]

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主として各マザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を各マザーファンドで行なうしくみです。

#### < 委託会社の概況（平成 21 年 2 月末日現在） >

- ・ 資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円
- ・ 沿革
  - 昭和34年12月12日 設立登記
  - 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
  - 昭和35年 4月 1日 営業開始
  - 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
  - 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
  - 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
  - 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものとみなされる。
- ・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

主要投資対象 < 各ファンド共通 >

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ( ) 応援マザーファンドの受益証券
2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. 世界REITマザーファンドの受益証券

投資態度 < 各ファンド共通 >

イ. 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

( ) 応援マザーファンドの受益証券.....信託財産の純資産総額の3分の1  
ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の3分の1

世界REITマザーファンドの受益証券.....信託財産の純資産総額の3分の1  
 八．保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

二．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

<各ファンド共通>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された（ ）応援マザーファンドの受益証券、ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券および世界REITマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3．外国法人が発行する譲渡性預金証書

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

（注）上記の（ ）は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

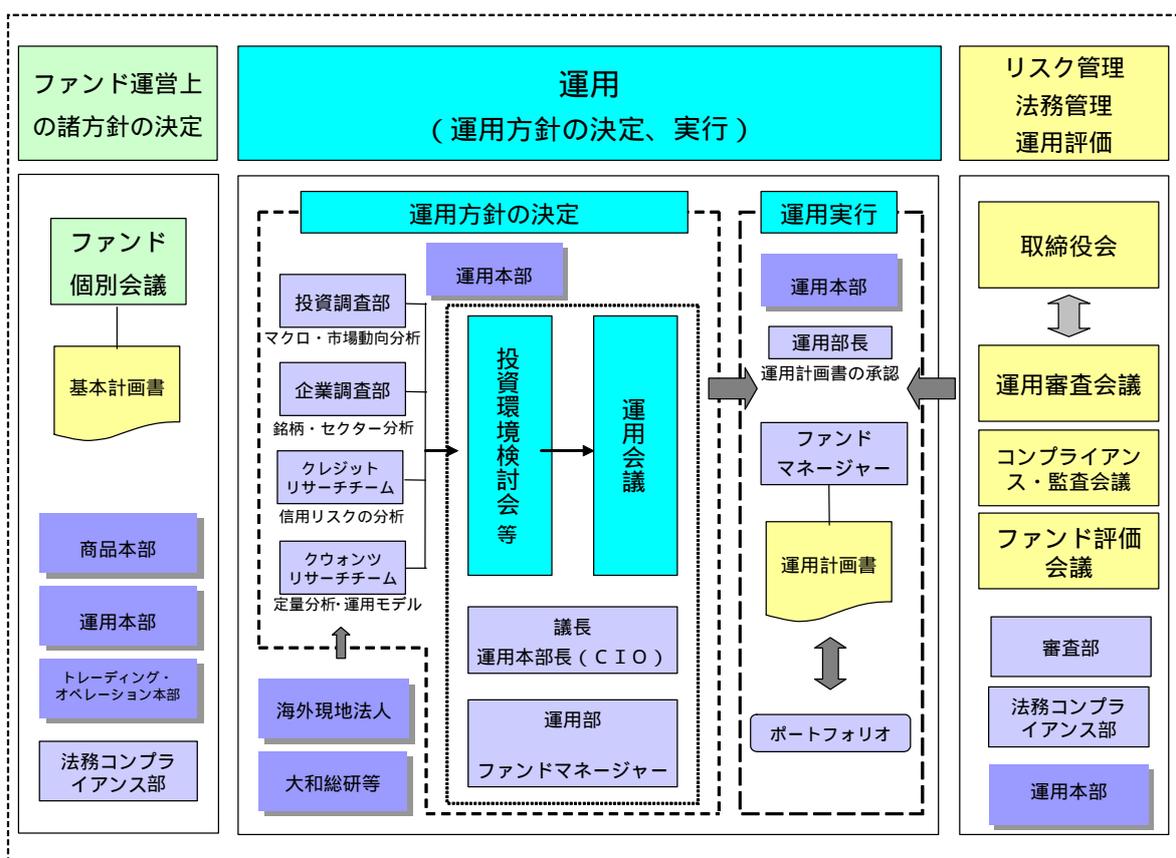
3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

### (3) 運用体制

#### 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



#### 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

##### イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ．投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

#### 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

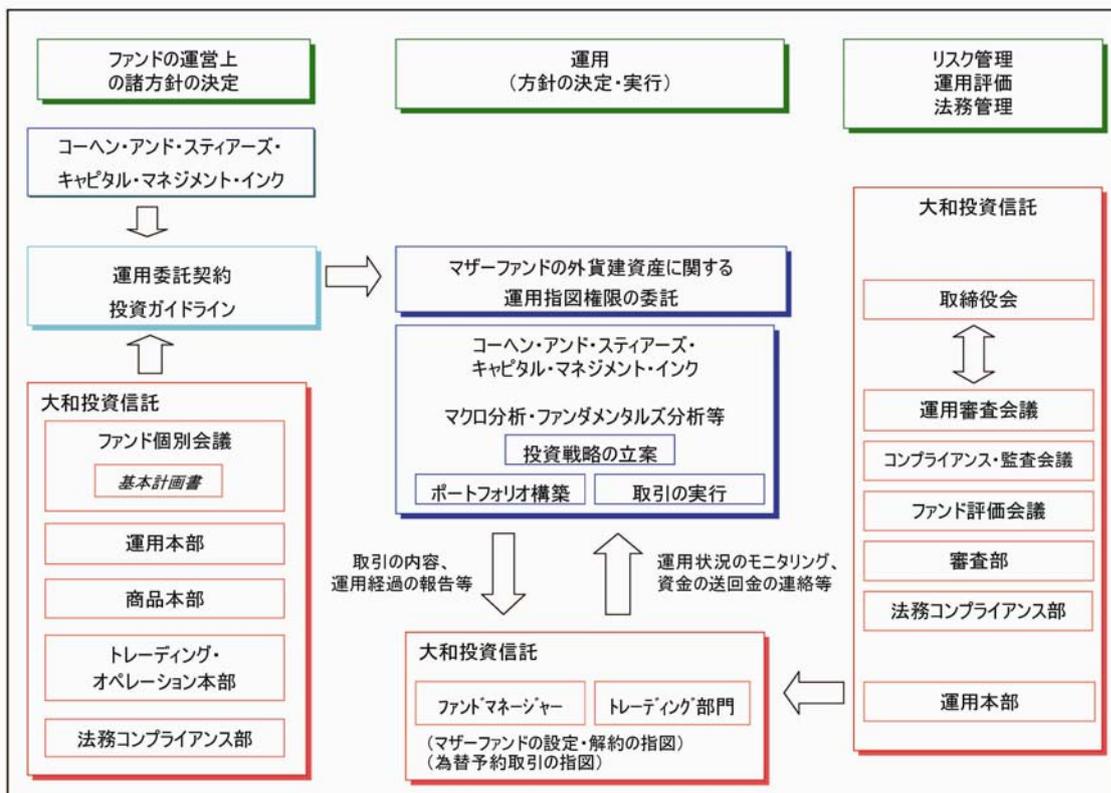
##### イ．運用本部長（CIO）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営

- ・ファンドマネージャーの任命・変更
  - ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
  - ・各ファンドの分配政策の決定
  - ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
  - ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- ロ．運用副本部長（1～5名程度）  
C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ．運用部長（各運用部に1名）  
ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。
- ニ．ファンドマネージャー  
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。
- ④ ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議  
ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。  
さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。  
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15～25名程度です。
- ⑤ 受託会社に対する管理体制  
信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

※海外のリート部分にかかる運用体制について  
(世界REITマザーファンドにかかるものを含みます。)



#### イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、世界REITマザーファンドでは、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

#### ロ．運用の実行

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

#### ハ．モニタリング

委託会社は、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

#### ニ．リスク管理、運用評価、法務管理

(前 に同じ。)

上記の運用体制は平成 21 年 2 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 分配方針

##### <各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第 1 および第 2 計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

#### (5) 投資制限

##### <各ファンド共通>

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、

外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 資金の借入れ（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### <参考> マザーファンドの概要

1. 東京応援マザーファンド
2. 埼玉応援マザーファンド
3. 多摩応援マザーファンド
4. 神奈川応援マザーファンド
5. 中部応援マザーファンド
6. 京都滋賀応援マザーファンド
7. 大阪応援マザーファンド
8. 兵庫応援マザーファンド

#### (1) 投資方針

##### 主要投資対象

わが国の金融商品取引所（ ）上場株式を主要投資対象とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

##### 投資態度

イ．（ ）

ロ．（ ）

ハ．（ ）

二．株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

（注）上記の（ ）は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

「東京応援マザーファンド」の場合	イ．主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。 ロ．東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。
------------------	--

	<p>ハ．ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「埼玉応援マザーファンド」の場合	<p>イ．主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ．埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>ハ．ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「多摩応援マザーファンド」の場合	<p>イ．主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ．多摩地域企業とは、東京 23 区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ．ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「神奈川応援マザーファンド」の場合	<p>イ．主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ．神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ．ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「中部応援マザーファンド」の場合	<p>イ．主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ．愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ．ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「京都滋賀応援マザーファンド」の場合	<p>イ．主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ．京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ．ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「大阪応援マザーファンド」の場合	<p>イ．主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ．大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ．ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>

<p>「兵庫応援マザーファンド」の場合</p>	<p>イ．主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ．兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ．ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
-------------------------	--

## (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの  
 なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。  
 委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。)により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

### (3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

- イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
  1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
  1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。)の

時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 金利先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 9. ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

#### (1) 投資方針

##### 主要投資対象

海外の公社債等を主要投資対象とします。

##### 投資態度

- イ. 主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - a. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2 通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は10%の範囲

内で変動することがあります。)

北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

- b. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を 50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を 50%程度とすることを基本とします(ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。)
- c. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-)とすることを基本とします。
- d. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- e. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

ハ. 外貨建資産の投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

ニ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、およびに定めるものに限りません。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限りません。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの  
 なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。  
 委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

### (3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 10．世界REITマザーファンド

### (1) 投資方針

#### 主要投資対象

海外の金融商品取引所( )上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

## 投資態度

- イ．主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ．投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - (a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
  - (b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- ハ．外貨建資産の運用にあたっては、コーペン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- ニ．不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- ホ．保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

- ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
- 3．外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 4．外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 5．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

### (3) 主な投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### (4) 運用指図権限の委託

委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーペン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

280 パーク・アベニュー、ニューヨーク、ニューヨーク州 10017

前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

## 3 投資リスク

### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
  - ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
  - ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
  - ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。
- ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
  - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。
- ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
- 外国証券への投資に伴うリスク
- イ．為替リスク
- 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
- 当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。
- ロ．カントリー・リスク
- 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
- その他
- イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

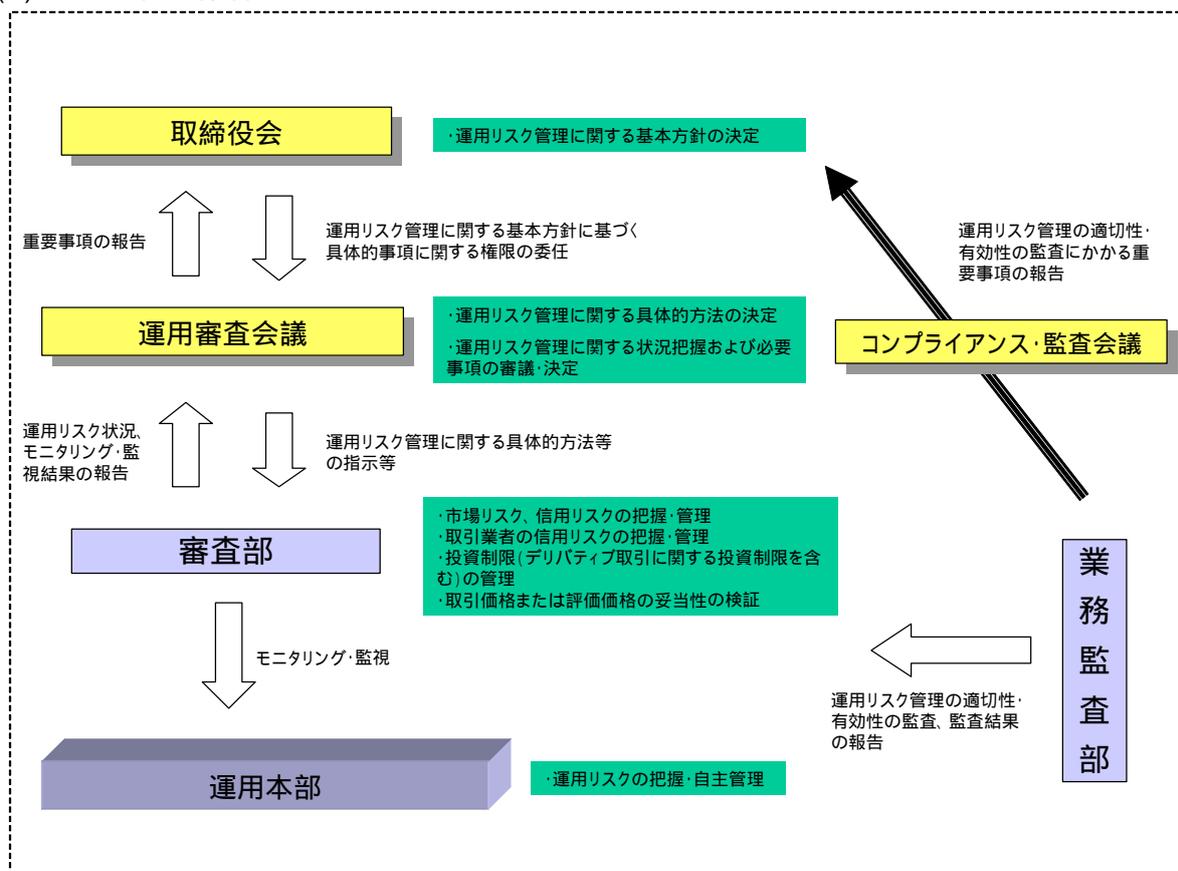
## (2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回で

きます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

### (3) リスク管理体制



## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1% (税抜2.0%) となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先 (委託会社)

電話番号 (コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00、半休日は9:00~12:00)

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (2) 換金 (解約) 手数料

ありません。

### (3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125% (税抜1.25%) の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、信託財産の純資産総額に応じて次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円未満	年 0.5775% (税抜 0.55%)	年 0.6825% (税抜 0.65%)	年 0.0525% (税抜 0.05%)
100 億円以上 300 億円未満	年 0.5250% (税抜 0.50%)	年 0.7350% (税抜 0.70%)	
300 億円以上 500 億円未満	年 0.4725% (税抜 0.45%)	年 0.7875% (税抜 0.75%)	
500 億円以上	年 0.4200% (税抜 0.40%)	年 0.8400% (税抜 0.80%)	

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、「世界 R E I T マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年 3 月 9 日および 9 月 9 日または信託終了のときに行なうものとします。

275 億円以下の部分	年 0.57%
275 億円超 1,500 億円以下の部分	年 0.47%
1,500 億円超 3,000 億円以下の部分	年 0.37%
3,000 億円超の部分	年 0.30%

販売会社は、各ファンドにおいて、その收受した信託報酬の一部（毎年、各ファンドごとに、8 月決算日時点の純資産総額の 0.05% 程度）を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行なっている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

2008 年 8 月決算日基準で、販売会社が実施した各ファンドの寄付の内容は以下のとおりです。

各ファンドにおける寄付先は五十音順で掲載しています。

#### <りそな・東京応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
財団法人 警察育英会	犯人逮捕、人命救助等により災害を受けて死傷、または障害状態になった者および殉職するなどした警察職員の子弟が、経済的理由により修学困難なとき、それらの子弟に対する学資の給与その他育英上必要な事業を行なっています。	3,211,000
財団法人 消防育英会	消防活動に協力したために災害を受けて死亡した(または障害を受けた)者および公務上の災害により死亡した(または障害を受けた)消防団員・職員の子弟に対して奨学金を給付するなどの育英奨学事業を行なっています。	3,211,000

<りそな・埼玉応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
埼玉県「さいたま緑のトラスト基金」	美しい郷土の自然や貴重な歴史的環境等を、県民一人ひとりが力を合わせて守っていく環境保全活動を行なっています。	1,542,000
埼玉県「彩の国みどりの基金」	自動車税の1.5%相当額(1台あたりおよそ500円)および埼玉県民、企業等からの寄付を財源に、水源かん養や二酸化炭素の吸収などの公益的機能をもつ森林の整備や、県民に安らぎを与えてくれる身近な緑の保全と創出など、みどりの再生に取り組んでいます。	1,542,000

<りそな・多摩応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
あしなが育英会(学生寮「あしなが心塾」建設資金として)	「あしなが心塾」は災害・自殺・病気で親を亡くした子供の大学進学を支援するための学生寮です。遺児の心のケアを目的とした行事も行なっています。	451,000
国立ハンセン病記念公園人権の森構想対策委員会	国立療養所多磨全生園の緑と、史蹟としての建造物を保存するため、整備・補修を行なっています。	451,000

<りそな・神奈川応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会	地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図っています。	280,000
横浜市市民活動推進基金	福祉や国際交流、環境保全などさまざまな分野で、地域や社会のために活動をしている市民活動団体への活動支援を行なっています。あらかじめ登録された NPO 法人の公益的活動への助成など、横浜市内で活動する市民活動団体の支援を行なっています。	341,000

<りそな・中部応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
名古屋市「名古屋城本丸御殿積立基金」	昭和 20 年の空襲により消失した名古屋城本丸御殿の復元事業に活用されます。	2,840,000

<りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
井伊直弼と開国150年祭実行委員会	彦根藩主であり、幕府の大老として日本を開国へと導いた井伊直弼。1858年の日米修好通商条約締結から150年になるのを記念して実施される「井伊直弼と開国150年祭」の開催支援に活用されます。	380,000
京都市「文化事業基金」	文化財保護法に基づく文化財の保護をはじめ、出土品、考古学的資料の整理、研究、収蔵、発掘調査に関する指	380,000

	導等や、文化財保護条例に基づく指定・登録や国・京都市等の指定文化財等の助成、伝統行事・芸能の保存や助成等に活用されます。	
--	--	--

<りそな・大阪応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
大阪府(大阪ミュージアム構想)	大阪が持つ歴史的建造物やお祭り、景観などをひとつの美術品と見立て、それぞれのまちの魅力向上を通じて、地元振興活動に活用されます。	4,064,000

<りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド>

寄付先	寄付先の概要	寄付金額(円)
あしなが育英会(「虹の家」運営資金として)	震災遺児等への心のケアの活動等を行なっている「虹の家」の運営資金として活用されます。	287,000
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	福祉や国際交流、芸術など幅広い分野の県民ボランティア活動の支援や、児童福祉施設入所児童および交通遺児等の激励など、地域福祉の向上を図る資金として活用されます。	287,000

(注) 将来においても上記寄付先へ寄付を実施するとは限りません。

(4) その他の手数料等

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 課税上の取扱い

個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

#### ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。

#### ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

#### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

#### <注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

- ( ) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( ) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 運用状況

りそな・東京応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成 21 年 2 月 27 日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	6,925,161,508	98.51
内 日本	6,925,161,508	98.51
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	104,779,445	1.49
純資産総額	7,029,940,953	100.00

(参考) 東京応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	2,285,790,700	97.93
内 日本	2,285,790,700	97.93
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	48,320,907	2.07
純資産総額	2,334,111,607	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	190,827,491,641	98.23
内 オーストラリア	23,504,095,688	12.10
内 カナダ	23,401,303,223	12.05
内 デンマーク	6,172,278,359	3.18
内 ユーロ	45,361,201,696	23.35
内 英国	36,985,888,152	19.04
内 ノルウェー	1,861,367,857	0.96
内 スウェーデン	3,636,324,338	1.87
内 米国	49,905,032,328	25.69
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,442,289,519	1.77
純資産総額	194,269,781,160	100.00

(参考) 世界REITマザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	73,225,708,189	89.17
内 オーストラリア	13,037,551,867	15.88
内 カナダ	2,000,701,638	2.44
内 ユーロ	9,582,089,945	11.67
内 英国	6,420,239,780	7.82
内 香港	2,546,471,411	3.10
内 ニュージーランド	527,779,486	0.64
内 シンガポール	1,062,314,233	1.29
内 米国	38,048,559,828	46.33
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	8,891,910,462	10.83
純資産総額	82,117,618,651	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	1,755,774,871	2.14
内 日本	1,755,774,871	2.14
為替予約取引(売建)	93,737,999	0.11
内 日本	93,737,999	0.11

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成21年2月27日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	2,576,953,995	0.90940 2,343,482,496	0.9604 2,474,906,616	- -	35.21%
2	東京応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	4,552,716,446	0.51770 2,356,941,304	0.5127 2,334,177,721	- -	33.20%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	4,959,168,435	0.44599 2,211,784,711	0.4267 2,116,077,171	- -	30.10%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.51%
合計	98.51%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) 東京応援マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	本田技研 日本	株式 輸送用機器	58,100	2,235 129,853,500	2,390 138,859,000	- -	5.95%
2	東京電力 日本	株式 電気・ガス業	48,900	2,685 131,296,500	2,775 135,697,500	- -	5.81%
3	国際石油開発帝石 日本	株式 鉱業	196	693,000 135,828,000	678,000 132,888,000	- -	5.69%
4	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信 業	833	150,000 124,950,000	153,900 128,198,700	- -	5.49%
5	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	21,100	5,680 119,848,000	5,850 123,435,000	- -	5.29%
6	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	34,700	3,370 116,939,000	3,290 114,163,000	- -	4.89%
7	ヤフー 日本	株式 情報・通信 業	3,967	28,190 111,829,730	28,270 112,147,090	- -	4.80%
8	キヤノン 日本	株式 電気機器	40,300	2,445 98,533,500	2,540 102,362,000	- -	4.39%
9	三菱UFJフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	221,500	472 104,548,000	454 100,561,000	- -	4.31%
10	ソニー 日本	株式 電気機器	59,700	1,722 102,803,400	1,668 99,579,600	- -	4.27%
11	エーザイ 日本	株式 医薬品	28,600	3,130 89,518,000	3,040 86,944,000	- -	3.72%
12	三井不動産 日本	株式 不動産業	81,000	1,175 95,175,000	1,003 81,243,000	- -	3.48%
13	セコム 日本	株式 サービス業	22,500	3,600 81,000,000	3,390 76,275,000	- -	3.27%
14	HOYA 日本	株式 精密機器	42,000	1,639 68,838,000	1,803 75,726,000	- -	3.24%
15	NTTデータ 日本	株式 情報・通信 業	271	251,000 68,021,000	245,600 66,557,600	- -	2.85%
16	楽天 日本	株式 サービス業	1,249	50,300 62,824,700	50,600 63,199,400	- -	2.71%
17	野村ホールディングス 日本	株式 証券・商品 先物取引業	150,400	474 71,289,600	414 62,265,600	- -	2.67%
18	アサヒビール 日本	株式 食料品	46,700	1,251 58,421,700	1,234 57,627,800	- -	2.47%
19	大日本印刷 日本	株式 その他製品	68,000	851 57,868,000	839 57,052,000	- -	2.44%
20	大正製薬 日本	株式 医薬品	31,000	1,771 54,901,000	1,770 54,870,000	- -	2.35%
21	住友不動産 日本	株式 不動産業	46,000	1,045 48,070,000	956 43,976,000	- -	1.88%
22	ローソン 日本	株式 小売業	9,600	4,230 40,608,000	4,250 40,800,000	- -	1.75%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	東武鉄道 日本	株式 陸運業	83,000	479 39,757,000	490 40,670,000	- -	1.74%
24	ファミリーマート 日本	株式 小売業	9,400	3,250 30,550,000	3,310 31,114,000	- -	1.33%
25	日立建機 日本	株式 機械	20,800	1,058 22,006,400	1,155 24,024,000	- -	1.03%
26	スタンレー電気 日本	株式 電気機器	18,200	931 16,944,200	999 18,181,800	- -	0.78%
27	いすゞ自動車 日本	株式 輸送用機器	164,000	107 17,548,000	97 15,908,000	- -	0.68%
28	ライオン 日本	株式 化学	29,000	483 14,007,000	493 14,297,000	- -	0.61%
29	平和 日本	株式 機械	14,000	950 13,300,000	975 13,650,000	- -	0.58%
30	丸井グループ 日本	株式 小売業	30,800	472 14,537,600	418 12,874,400	- -	0.55%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.93%
合計	97.93%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	5.69%
建設業	0.25%
食料品	3.19%
化学	1.17%
医薬品	10.97%
機械	2.73%
電気機器	10.04%
輸送用機器	6.63%
精密機器	3.42%
その他製品	3.06%
電気・ガス業	5.81%
陸運業	7.03%
情報・通信業	13.23%
卸売業	0.57%
小売業	4.01%
銀行業	4.31%
証券・商品先物取引業	2.67%
その他金融業	0.49%
不動産業	6.18%
サービス業	6.48%
合計	97.93%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## (参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 -	15,168,483,000	119.00 18,051,708,249	126.66 19,213,007,307	6.250000 24/01/04	9.89%
2	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 -	13,018,176,000	131.83 17,161,861,421	141.49 18,419,417,222	8.000000 21/06/07	9.48%
3	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 -	16,335,762,000	108.57 17,737,283,521	112.34 18,351,921,746	5.750000 21/05/15	9.45%
4	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 -	10,475,451,000	139.85 14,650,861,014	142.89 14,968,371,934	8.125000 21/05/15	7.70%
5	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 -	7,019,691,000	161.51 11,337,502,934	163.45 11,474,316,712	9.000000 25/06/01	5.91%
6	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 -	6,739,109,000	143.37 9,662,197,529	146.81 9,893,820,705	9.000000 18/11/15	5.09%
7	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 -	5,950,617,000	132.49 7,884,138,683	129.16 7,686,114,448	6.250000 30/01/04	3.96%
8	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 -	4,288,176,000	130.35 5,589,637,416	138.39 5,934,406,766	8.750000 17/08/25	3.05%
9	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 -	5,428,851,000	99.59 5,407,073,481	107.79 5,852,247,089	4.000000 18/01/04	3.01%
10	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 -	4,440,574,000	122.48 5,438,992,658	126.49 5,617,326,110	6.250000 23/08/15	2.89%
11	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 -	4,342,764,000	108.13 4,696,171,780	111.80 4,855,383,863	4.375000 38/02/15	2.50%
12	DANISH GOVERNMENT BOND デンマーク	国債証券 -	3,384,372,000	129.74 4,391,105,493	132.51 4,484,935,931	7.000000 24/11/10	2.31%
13	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 -	3,887,709,000	104.90 4,078,567,932	109.38 4,252,492,735	4.000000 17/06/01	2.19%
14	BELGIUM GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 -	3,267,249,000	120.81 3,947,163,517	123.20 4,025,544,820	8.000000 15/03/28	2.07%
15	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 -	2,653,140,000	114.07 3,026,622,518	113.24 3,004,415,736	6.000000 17/02/15	1.55%
16	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 -	3,031,056,000	101.26 3,069,261,274	98.46 2,984,377,738	4.250000 36/03/07	1.54%
17	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 -	2,044,229,000	138.71 2,835,713,584	145.28 2,969,876,333	7.500000 24/11/15	1.53%
18	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 -	2,584,080,000	104.19 2,692,397,650	105.35 2,722,328,280	4.000000 16/09/07	1.40%
19	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 -	2,388,528,000	103.83 2,480,209,762	112.33 2,683,033,502	5.000000 18/03/07	1.38%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
20	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 -	2,376,255,000	107.72 2,559,796,936	112.65 2,677,065,120	4.500000 15/06/01	1.38%
21	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 -	1,962,834,000	123.72 2,428,516,367	130.97 2,570,861,088	6.500000 27/07/04	1.32%
22	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 -	2,190,944,000	122.88 2,692,290,826	114.99 2,519,410,324	4.500000 38/05/15	1.30%
23	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 -	2,111,910,000	101.50 2,143,694,246	109.65 2,315,878,268	4.250000 18/07/04	1.19%
24	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 -	1,878,336,000	113.87 2,138,861,203	122.43 2,299,646,765	6.750000 14/05/05	1.18%
25	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 -	1,662,770,000	140.42 2,334,971,744	133.46 2,219,265,864	6.250000 30/05/15	1.14%
26	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 -	1,606,320,000	121.80 1,956,647,218	120.92 1,942,362,144	6.000000 28/12/07	1.00%
27	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 -	1,300,873,000	140.28 1,824,877,653	143.28 1,863,903,843	8.125000 21/08/15	0.96%
28	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 -	1,764,066,000	92.30 1,628,373,298	101.80 1,795,907,391	4.000000 37/01/04	0.92%
29	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND ノルウェー	国債証券 -	1,261,690,000	103.78 1,309,423,751	106.02 1,337,694,206	4.500000 19/05/22	0.69%
30	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 -	849,219,000	152.52 1,295,271,280	153.99 1,307,737,815	8.000000 27/06/01	0.67%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	98.23%
合計	98.23%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考)世界REITマザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	WESTFIELD GROUP オーストラリア	投資証券 -	12,827,890	1,004 12,890,449,284	647 8,305,962,566	- -	10.11%
2	UNIBAIL-RODAMCO ユーロ	投資証券 -	461,928	17,366 8,022,116,644	12,329 5,695,492,557	- -	6.94%
3	SIMON PROPERTY GROUP INC 米国	投資証券 -	889,154	7,862 6,990,844,760	3,268 2,906,475,665	- -	3.54%
4	LAND SECURITIES PLC 英国	投資証券 -	3,437,680	1,711 5,885,201,275	758 2,607,351,023	- -	3.18%
5	LINK REIT 香港	投資証券 -	11,567,000	219 2,543,361,122	188 2,182,063,655	- -	2.66%
6	BOSTON PROPERTIES INC 米国	投資証券 -	564,315	8,287 4,676,955,408	3,645 2,057,141,881	- -	2.51%
7	LIBERTY PROPERTY TRUST 米国	投資証券 -	952,351	3,607 3,435,873,384	1,833 1,746,552,212	- -	2.13%
8	BRITISH LAND CO PLC 英国	投資証券 -	2,694,611	979 2,638,409,655	630 1,699,370,438	- -	2.07%
9	EQUITY RESIDENTIAL 米国	投資証券 -	898,405	4,046 3,635,720,184	1,770 1,590,501,174	- -	1.94%
10	CORIO NV ユーロ	投資証券 -	387,070	5,903 2,285,247,842	4,000 1,548,359,736	- -	1.89%
11	VORNADO REALTY TRUST 米国	投資証券 -	408,478	8,621 3,521,619,001	3,406 1,391,571,112	- -	1.69%
12	DEXUS PROPERTY GROUP オーストラリア	投資証券 -	27,097,829	75 2,050,133,067	44 1,198,238,901	- -	1.46%
13	PUBLIC STORAGE 米国	投資証券 -	228,500	7,198 1,644,766,692	5,128 1,171,788,742	- -	1.43%
14	STOCKLAND オーストラリア	投資証券 -	6,480,288	304 1,973,877,437	171 1,109,365,039	- -	1.35%
15	MACK-CALI REALTY CORP 米国	投資証券 -	647,321	3,257 2,108,384,576	1,709 1,106,736,883	- -	1.35%
16	VENTAS INC 米国	投資証券 -	500,442	3,637 1,820,192,128	2,158 1,080,287,481	- -	1.32%
17	HOST HOTELS&RESORTS INC 米国	投資証券 -	2,539,986	1,434 3,644,298,118	374 951,509,997	- -	1.16%
18	HCP INC 米国	投資証券 -	498,650	2,144 1,069,341,455	1,845 920,345,689	- -	1.12%
19	REGENCY CENTERS CORP 米国	投資証券 -	343,164	5,890 2,021,370,208	2,643 907,258,459	- -	1.10%
20	PUBLIC STORAGE INC M 米国	投資証券 -	535,100	1,969 1,054,076,656	1,667 892,365,134	- -	1.09%
21	CFS RETAIL PROPERTY TRUST オーストラリア	投資証券 -	8,136,781	139 1,132,549,472	108 884,080,784	- -	1.08%
22	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA カナダ	投資証券 -	1,206,767	1,276 1,540,744,469	722 871,558,141	- -	1.06%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	MACERICH CO/THE 米国	投資証券 -	723,145	5,427 3,924,931,403	1,128 816,233,576	- -	0.99%
24	ICADE ユーロ	投資証券 -	116,199	7,801 906,487,495	7,015 815,167,138	- -	0.99%
25	AVALONBAY COMMUNITIES INC 米国	投資証券 -	194,480	9,932 1,931,686,814	4,099 797,215,742	- -	0.97%
26	CAN REAL ESTATE INVEST TR カナダ	投資証券 -	492,936	2,259 1,113,734,669	1,580 779,230,222	- -	0.95%
27	UDR INC 米国	投資証券 -	964,845	1,910 1,843,341,872	786 758,746,775	- -	0.92%
28	SOVRAN SELF STORAGE INC 米国	投資証券 -	367,164	4,083 1,499,338,978	2,054 754,517,651	- -	0.92%
29	FEDERAL REALTY INVS TRUST 米国	投資証券 -	182,200	5,484 999,302,115	4,127 752,045,440	- -	0.92%
30	AMB PROPERTY CORP 米国	投資証券 -	589,873	2,112 1,246,326,240	1,217 718,308,703	- -	0.87%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	89.17%
合計	89.17%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2009年3月	売建	958,466	93,747,584	93,737,999	0.11%
		米ドル買/円売 2009年3月	買建	17,000,000	1,660,470,000	1,662,600,000	2.02%
		英ポンド買/円売 2009年3月	買建	170,272	23,845,643	23,781,901	0.03%
		ユーロ買/円売 2009年3月	買建	305,343	38,135,415	37,926,686	0.05%
		オーストラリアドル買/円売 2009年3月	買建	498,278	31,766,526	31,466,284	0.04%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	6,521,117,018	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	14,238,477,772	14,687,619,751	1.0108	1.0427
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	18,437,950,983	18,477,621,631	0.9296	0.9316
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	14,109,686,596	14,145,026,119	0.7985	0.8005
平成20年2月末日	14,100,688,877	-	0.8037	-
3月末日	13,183,133,328	-	0.7621	-
4月末日	14,018,008,725	-	0.8182	-
5月末日	13,972,038,277	-	0.8256	-
6月末日	13,198,462,440	-	0.7879	-
7月末日	12,996,341,780	-	0.7875	-
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	12,838,082,936	12,870,878,190	0.7829	0.7849
8月末日	12,711,410,336	-	0.7821	-
9月末日	11,112,205,139	-	0.6985	-
11月末日	8,031,041,061	-	0.5163	-
12月末日	8,084,590,259	-	0.5231	-
平成21年1月末日	7,281,052,923	-	0.4737	-
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	7,083,948,840	7,114,445,119	0.4646	0.4666
2月末日	7,029,940,953	-	0.4654	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.1000
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	11.1
第2特定期間	6.8
第3特定期間	12.8
第4特定期間	0.5
第5特定期間	39.1

(注)1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況(平成21年2月27日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,599,160,669	98.62
内 日本	3,599,160,669	98.62
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	50,336,949	1.38
純資産総額	3,649,497,618	100.00

(参考) 埼玉応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,193,590,000	96.60
内 日本	1,193,590,000	96.60
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	41,981,156	3.40
純資産総額	1,235,571,156	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成21年2月27日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	1,360,904,969	0.90940 1,237,606,979	0.9604 1,307,013,132	- -	35.81%
2	埼玉応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	2,671,178,764	0.46590 1,244,502,186	0.4626 1,235,687,296	- -	33.86%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	2,475,885,262	0.44599 1,104,239,292	0.4267 1,056,460,241	- -	28.95%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.62%
合計	98.62%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## (参考) 埼玉応援マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	りそなホールディングス 日本	株式 銀行業	57,400	1,541 88,453,400	1,707 97,981,800	- -	7.93%
2	本田技研 日本	株式 輸送用機器	30,400	2,235 67,944,000	2,390 72,656,000	- -	5.88%
3	武蔵野銀行 日本	株式 銀行業	22,900	3,100 70,990,000	2,910 66,639,000	- -	5.39%
4	大正製薬 日本	株式 医薬品	35,000	1,771 61,985,000	1,770 61,950,000	- -	5.01%
5	東武鉄道 日本	株式 陸運業	114,000	479 54,606,000	490 55,860,000	- -	4.52%
6	東 芝 日本	株式 電気機器	192,000	258 49,536,000	240 46,080,000	- -	3.73%
7	しまむら 日本	株式 小売業	8,800	5,880 51,744,000	5,080 44,704,000	- -	3.62%
8	島 忠 日本	株式 小売業	26,700	1,773 47,339,100	1,525 40,717,500	- -	3.30%
9	ニ ト リ 日本	株式 小売業	7,600	5,870 44,612,000	5,190 39,444,000	- -	3.19%
10	三菱マテリアル 日本	株式 非鉄金属	170,000	244 41,480,000	231 39,270,000	- -	3.18%
11	ヤオコー 日本	株式 小売業	13,300	2,890 38,437,000	2,815 37,439,500	- -	3.03%
12	曙ブレーキ 日本	株式 輸送用機器	73,900	353 26,086,700	498 36,802,200	- -	2.98%
13	サイゼリヤ 日本	株式 小売業	34,800	1,064 37,027,200	962 33,477,600	- -	2.71%
14	キヤノン電子 日本	株式 電気機器	27,600	1,032 28,483,200	1,156 31,905,600	- -	2.58%
15	テイ・エス テック 日本	株式 輸送用機器	45,300	571 25,866,300	644 29,173,200	- -	2.36%
16	キヤノンファインテック 日本	株式 機械	28,300	912 25,809,600	1,025 29,007,500	- -	2.35%
17	三国コカ・コ・ラ 日本	株式 食料品	35,700	755 26,953,500	719 25,668,300	- -	2.08%
18	カッパクリエイト 日本	株式 小売業	15,500	1,720 26,660,000	1,538 23,839,000	- -	1.93%
19	ツ ツ ミ 日本	株式 その他製品	13,400	1,765 23,651,000	1,730 23,182,000	- -	1.88%
20	ワコム 日本	株式 電気機器	281	68,100 19,136,100	80,200 22,536,200	- -	1.82%
21	アイチ コーポレーション 日本	株式 機械	52,900	379 20,049,100	388 20,525,200	- -	1.66%
22	サンケン電気 日本	株式 電気機器	84,000	284 23,856,000	242 20,328,000	- -	1.65%
23	ユ ニ ー 日本	株式 小売業	26,000	825 21,450,000	727 18,902,000	- -	1.53%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
24	タムロン 日本	株式 精密機器	18,800	786 14,776,800	907 17,051,600	- -	1.38%
25	カルソニックカンセイ 日本	株式 輸送用機器	182,000	92 16,744,000	81 14,742,000	- -	1.19%
26	ショーワ 日本	株式 輸送用機器	50,600	290 14,674,000	290 14,674,000	- -	1.19%
27	エンプラス 日本	株式 電気機器	13,900	810 11,259,000	964 13,399,600	- -	1.08%
28	マツモトキヨシHLDGS 日本	株式 小売業	7,100	1,757 12,474,700	1,767 12,545,700	- -	1.02%
29	リンテック 日本	株式 その他製品	10,200	1,204 12,280,800	1,109 11,311,800	- -	0.92%
30	三井金属 日本	株式 非鉄金属	76,000	156 11,856,000	140 10,640,000	- -	0.86%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.60%
合計	96.60%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	2.08%
繊維製品	0.06%
化学	1.97%
医薬品	5.01%
ゴム製品	0.46%
ガラス・土石製品	0.20%
鉄鋼	0.26%
非鉄金属	4.41%
金属製品	0.38%
機械	5.12%
電気機器	12.58%
輸送用機器	14.46%
精密機器	2.42%
その他製品	2.79%
陸運業	5.20%
卸売業	0.17%
小売業	24.50%
銀行業	13.32%
サービス業	1.21%
合計	96.60%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	4,114,198,196	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	8,708,411,726	8,810,819,834	1.0109	1.0228
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	8,354,909,030	8,372,772,218	0.9354	0.9374
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	6,746,097,357	6,763,139,854	0.7917	0.7937
平成20年2月末日	6,777,418,646	-	0.7972	-
3月末日	6,433,768,080	-	0.7617	-
4月末日	6,748,902,270	-	0.8038	-
5月末日	6,746,716,328	-	0.8107	-
6月末日	6,370,362,007	-	0.7699	-
7月末日	6,263,038,707	-	0.7650	-
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	6,165,752,727	6,182,070,284	0.7557	0.7577
8月末日	6,114,524,923	-	0.7512	-
9月末日	5,422,615,493	-	0.6753	-
11月末日	4,056,843,988	-	0.5136	-
12月末日	4,073,958,247	-	0.5171	-
平成21年1月末日	3,716,870,007	-	0.4748	-
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	3,638,329,489	3,653,945,041	0.4660	0.4680
2月末日	3,649,497,618	-	0.4675	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0720
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.3
第2特定期間	6.3
第3特定期間	14.1
第4特定期間	3.0
第5特定期間	36.7

(注)1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況(平成21年2月27日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	980,104,118	97.44
内 日本	980,104,118	97.44
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	25,706,559	2.56
純資産総額	1,005,810,677	100.00

(参考) 多摩応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	323,521,120	97.24
内 日本	323,521,120	97.24
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	9,166,870	2.76
純資産総額	332,687,990	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成21年2月27日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	368,175,573	0.90939 334,818,866	0.9604 353,595,820	- -	35.16%
2	多摩応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	818,354,588	0.41110 336,425,571	0.4065 332,661,140	- -	33.07%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	688,650,476	0.44690 307,757,897	0.4267 293,847,158	- -	29.21%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	97.44%
合計	97.44%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## (参考) 多摩応援マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	京王電鉄 日本	株式 陸運業	41,000	475 19,475,000	510 20,910,000	- -	6.29%
2	立飛企業 日本	株式 不動産業	4,500	4,430 19,935,000	4,550 20,475,000	- -	6.15%
3	サンドラッグ 日本	株式 小売業	10,400	1,776 18,470,400	1,639 17,045,600	- -	5.12%
4	ミツミ電機 日本	株式 電気機器	13,600	1,213 16,496,800	1,233 16,768,800	- -	5.04%
5	新立川航空機 日本	株式 機械	3,400	3,850 13,090,000	4,100 13,940,000	- -	4.19%
6	いなげや 日本	株式 小売業	15,000	870 13,050,000	905 13,575,000	- -	4.08%
7	日野自動車 日本	株式 輸送用機器	72,000	182 13,104,000	182 13,104,000	- -	3.94%
8	横河電機 日本	株式 電気機器	37,500	363 13,612,500	336 12,600,000	- -	3.79%
9	東京精密 日本	株式 精密機器	15,200	765 11,628,000	756 11,491,200	- -	3.45%
10	エプソントヨコム 日本	株式 電気機器	68,000	158 10,744,000	155 10,540,000	- -	3.17%
11	シチズンホールディングス 日本	株式 精密機器	27,300	325 8,872,500	348 9,500,400	- -	2.86%
12	よみうりランド 日本	株式 サービス業	27,000	279 7,533,000	279 7,533,000	- -	2.26%
13	アロカ 日本	株式 電気機器	12,300	682 8,388,600	611 7,515,300	- -	2.26%
14	松屋フーズ 日本	株式 小売業	5,900	1,215 7,168,500	1,262 7,445,800	- -	2.24%
15	新川 日本	株式 機械	6,700	1,033 6,921,100	1,075 7,202,500	- -	2.16%
16	日本電子 日本	株式 電気機器	25,000	238 5,950,000	259 6,475,000	- -	1.95%
17	富士通フロンテック 日本	株式 電気機器	7,800	785 6,123,000	785 6,123,000	- -	1.84%
18	タチエス 日本	株式 輸送用機器	13,300	426 5,665,800	454 6,038,200	- -	1.81%
19	日本マイクロニクス 日本	株式 電気機器	9,700	691 6,702,700	620 6,014,000	- -	1.81%
20	わらべや日洋 日本	株式 食料品	4,300	1,357 5,835,100	1,303 5,602,900	- -	1.68%
21	ナガセ 日本	株式 サービス業	2,000	2,650 5,300,000	2,700 5,400,000	- -	1.62%
22	日本無線 日本	株式 電気機器	44,000	127 5,588,000	118 5,192,000	- -	1.56%
23	ダイワ精工 日本	株式 その他製品	39,000	126 4,914,000	129 5,031,000	- -	1.51%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
24	フオスタ - 電機 日本	株式 電気機器	8,900	566 5,037,400	534 4,752,600	- -	1.43%
25	OLYMPIC 日本	株式 小売業	7,200	608 4,377,600	649 4,672,800	- -	1.40%
26	魚力 日本	株式 小売業	4,700	991 4,657,700	990 4,653,000	- -	1.40%
27	ジャムコ 日本	株式 輸送用機器	11,000	402 4,422,000	420 4,620,000	- -	1.39%
28	シダックス 日本	株式 サービス業	14,200	334 4,742,800	317 4,501,400	- -	1.35%
29	昭和飛行機 日本	株式 輸送用機器	10,000	455 4,550,000	430 4,300,000	- -	1.29%
30	キューソー流通システム 日本	株式 倉庫・運輸 関連業	3,800	904 3,435,200	930 3,534,000	- -	1.06%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.24%
合計	97.24%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	1.68%
繊維製品	0.80%
パルプ・紙	0.34%
化学	0.39%
ガラス・土石製品	0.10%
金属製品	1.57%
機械	9.07%
電気機器	25.23%
輸送用機器	8.78%
精密機器	6.86%
その他製品	1.78%
陸運業	7.00%
倉庫・運輸関連業	1.06%
情報・通信業	0.79%
卸売業	0.68%
小売業	16.34%
不動産業	8.61%
サービス業	6.15%
合計	97.24%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	3,319,368,889	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	3,300,944,086	3,382,179,290	1.0109	1.0357
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	2,735,694,986	2,741,534,274	0.9370	0.9390
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	2,066,436,823	2,071,672,015	0.7894	0.7914
平成20年2月末日	2,060,364,702	-	0.7951	-
3月末日	1,894,144,567	-	0.7531	-
4月末日	1,995,621,279	-	0.7955	-
5月末日	1,976,004,154	-	0.7954	-
6月末日	1,866,454,099	-	0.7602	-
7月末日	1,833,943,928	-	0.7544	-
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	1,796,763,741	1,801,593,514	0.7440	0.7460
8月末日	1,773,203,172	-	0.7386	-
9月末日	1,550,277,604	-	0.6608	-
11月末日	1,134,306,722	-	0.4902	-
12月末日	1,145,839,603	-	0.4964	-
平成21年1月末日	1,030,223,924	-	0.4527	-
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	1,009,160,009	1,013,708,000	0.4438	0.4458
2月末日	1,005,810,677	-	0.4445	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0760
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.7
第2特定期間	6.1
第3特定期間	14.5
第4特定期間	4.2
第5特定期間	38.7

(注)1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況(平成21年2月27日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	706,492,616	98.19
内 日本	706,492,616	98.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	13,027,084	1.81
純資産総額	719,519,700	100.00

(参考) 神奈川応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	236,038,700	99.20
内 日本	236,038,700	99.20
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,911,797	0.80
純資産総額	237,950,497	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成21年2月27日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	260,012,030	0.90939 236,454,940	0.9604 249,715,553	- -	34.71%
2	神奈川応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	546,114,309	0.43940 239,962,628	0.4357 237,942,004	- -	33.07%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	512,854,603	0.44472 228,077,397	0.4267 218,835,059	- -	30.41%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.19%
合計	98.19%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## (参考) 神奈川応援マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	日産自動車 日本	株式 輸送用機器	40,600	275 11,165,000	306 12,423,600	- -	5.22%
2	相模鉄道 日本	株式 陸運業	30,000	387 11,610,000	395 11,850,000	- -	4.98%
3	アマダ 日本	株式 機械	24,000	476 11,424,000	481 11,544,000	- -	4.85%
4	横浜銀行 日本	株式 銀行業	26,000	441 11,466,000	420 10,920,000	- -	4.59%
5	日揮 日本	株式 建設業	9,000	1,263 11,367,000	1,140 10,260,000	- -	4.31%
6	富士通 日本	株式 電気機器	28,000	356 9,968,000	337 9,436,000	- -	3.97%
7	千代田化工建 日本	株式 建設業	22,000	418 9,196,000	395 8,690,000	- -	3.65%
8	東芝プラントシステム 日本	株式 建設業	8,000	923 7,384,000	933 7,464,000	- -	3.14%
9	日産車体 日本	株式 輸送用機器	13,000	577 7,501,000	569 7,397,000	- -	3.11%
10	日本発条 日本	株式 金属製品	21,000	336 7,056,000	335 7,035,000	- -	2.96%
11	ファンケル 日本	株式 化学	5,500	1,101 6,055,500	1,122 6,171,000	- -	2.59%
12	アマノ 日本	株式 機械	6,900	731 5,043,900	848 5,851,200	- -	2.46%
13	東邦チタニウム 日本	株式 非鉄金属	5,100	1,001 5,105,100	1,102 5,620,200	- -	2.36%
14	富士電機HLDGS 日本	株式 電気機器	63,000	115 7,245,000	89 5,607,000	- -	2.36%
15	サカタのタネ 日本	株式 水産・農林 業	4,300	1,283 5,516,900	1,296 5,572,800	- -	2.34%
16	アルバック 日本	株式 電気機器	3,600	1,490 5,364,000	1,499 5,396,400	- -	2.27%
17	コカコーラセントラルジャパン 日本	株式 食料品	3,800	1,295 4,921,000	1,351 5,133,800	- -	2.16%
18	東京応化工業 日本	株式 化学	4,000	1,407 5,628,000	1,283 5,132,000	- -	2.16%
19	関東自動車 日本	株式 輸送用機器	5,900	803 4,737,700	838 4,944,200	- -	2.08%
20	岡村製作所 日本	株式 その他製品	9,000	579 5,211,000	537 4,833,000	- -	2.03%
21	光栄 日本	株式 情報・通信 業	5,900	793 4,678,700	753 4,442,700	- -	1.87%
22	富士ソフト 日本	株式 情報・通信 業	3,000	1,398 4,194,000	1,444 4,332,000	- -	1.82%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	ニフコ 日本	株式 化学	4,500	799 3,595,500	899 4,045,500	- -	1.70%
24	クワイートエス・ディー 日本	株式 小売業	1,900	1,730 3,287,000	1,750 3,325,000	- -	1.40%
25	JVCケンウッドHD 日本	株式 電気機器	92,000	36 3,312,000	33 3,036,000	- -	1.28%
26	コロワイド 日本	株式 小売業	5,000	537 2,685,000	555 2,775,000	- -	1.17%
27	神奈川中央交通 日本	株式 陸運業	5,000	510 2,550,000	519 2,595,000	- -	1.09%
28	アンリツ 日本	株式 電気機器	11,000	195 2,145,000	222 2,442,000	- -	1.03%
29	横浜冷凍 日本	株式 卸売業	4,000	603 2,412,000	602 2,408,000	- -	1.01%
30	日本農産工業 日本	株式 食料品	11,000	222 2,442,000	217 2,387,000	- -	1.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	99.20%
合計	99.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	2.34%
建設業	11.99%
食料品	3.66%
繊維製品	0.99%
化学	6.45%
石油・石炭製品	0.42%
ガラス・土石製品	0.61%
鉄鋼	0.28%
非鉄金属	2.36%
金属製品	3.52%
機械	9.33%
電気機器	14.53%
輸送用機器	13.55%
その他製品	2.03%
陸運業	7.51%
倉庫・運輸関連業	1.40%
情報・通信業	5.94%
卸売業	2.70%
小売業	4.97%
銀行業	4.59%
合計	99.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	2,156,421,034	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	2,266,666,805	2,315,779,504	1.0104	1.0323
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	1,808,360,623	1,812,264,347	0.9265	0.9285
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	1,404,192,220	1,407,774,314	0.7840	0.7860
平成20年2月末日	1,395,350,425	-	0.7950	-
3月末日	1,307,936,827	-	0.7547	-
4月末日	1,365,862,227	-	0.7955	-
5月末日	1,386,815,013	-	0.8105	-
6月末日	1,314,152,881	-	0.7742	-
7月末日	1,280,996,672	-	0.7694	-
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	1,235,515,256	1,238,785,284	0.7557	0.7577
8月末日	1,224,844,699	-	0.7535	-
9月末日	1,080,812,162	-	0.6726	-
11月末日	789,857,384	-	0.4991	-
12月末日	789,531,983	-	0.5001	-
平成21年1月末日	732,037,138	-	0.4634	-
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	720,113,323	723,270,915	0.4561	0.4581
2月末日	719,519,700	-	0.4572	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0700
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.0
第2特定期間	7.1
第3特定期間	14.1
第4特定期間	2.1
第5特定期間	38.1

(注)1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・中部応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況(平成21年2月27日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,125,720,298	98.50
内 日本	3,125,720,298	98.50
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	47,702,086	1.50
純資産総額	3,173,422,384	100.00

(参考) 中部応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,052,372,700	96.26
内 日本	1,052,372,700	96.26
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	40,902,517	3.74
純資産総額	1,093,275,217	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成21年2月27日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	中部応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	2,083,915,220	0.50520 1,052,794,167	0.5246 1,093,221,924	- -	34.45%
2	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券	1,136,731,900	0.90940 1,033,743,990	0.9604 1,091,717,316	- -	34.40%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	2,204,783,357	0.44563 982,525,393	0.4267 940,781,058	- -	29.65%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.50%
合計	98.50%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## (参考) 中部応援マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	スズキ 日本	株式 輸送用機器	36,200	1,415 51,223,000	1,545 55,929,000	- -	5.12%
2	デンソー 日本	株式 輸送用機器	29,600	1,686 49,905,600	1,878 55,588,800	- -	5.08%
3	ファナック 日本	株式 電気機器	8,500	5,920 50,320,000	6,500 55,250,000	- -	5.05%
4	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	17,000	3,050 51,850,000	3,180 54,060,000	- -	4.94%
5	豊田自動織機 日本	株式 輸送用機器	24,800	1,990 49,352,000	2,115 52,452,000	- -	4.80%
6	中部電力 日本	株式 電気・ガス業	20,400	2,320 47,328,000	2,425 49,470,000	- -	4.52%
7	静岡銀行 日本	株式 銀行業	55,000	849 46,695,000	870 47,850,000	- -	4.38%
8	東海旅客鉄道 日本	株式 陸運業	63	606,000 38,178,000	595,000 37,485,000	- -	3.43%
9	アイシン精機 日本	株式 輸送用機器	22,700	1,346 30,554,200	1,539 34,935,300	- -	3.20%
10	日本碍子 日本	株式 ガラス・土石 製品	26,000	1,255 32,630,000	1,315 34,190,000	- -	3.13%
11	八十二銀行 日本	株式 銀行業	41,000	505 20,705,000	547 22,427,000	- -	2.05%
12	イビデン 日本	株式 電気機器	11,600	2,095 24,302,000	1,916 22,225,600	- -	2.03%
13	豊田通商 日本	株式 卸売業	27,200	818 22,249,600	805 21,896,000	- -	2.00%
14	東邦瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	43,000	511 21,973,000	507 21,801,000	- -	1.99%
15	マキタ 日本	株式 機械	10,900	1,947 21,222,300	1,961 21,374,900	- -	1.96%
16	スズケン 日本	株式 卸売業	7,200	2,480 17,856,000	2,720 19,584,000	- -	1.79%
17	名古屋鉄道 日本	株式 陸運業	68,000	274 18,632,000	282 19,176,000	- -	1.75%
18	ヤマハ発動機 日本	株式 輸送用機器	22,000	813 17,886,000	847 18,634,000	- -	1.70%
19	セイコーエプソン 日本	株式 電気機器	15,100	1,174 17,727,400	1,137 17,168,700	- -	1.57%
20	スルガ銀行 日本	株式 銀行業	20,000	720 14,400,000	764 15,280,000	- -	1.40%
21	リンナイ 日本	株式 金属製品	4,200	3,160 13,272,000	3,410 14,322,000	- -	1.31%
22	ブラザー工業 日本	株式 電気機器	21,400	587 12,561,800	662 14,166,800	- -	1.30%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	トヨタ紡織 日本	株式 輸送用機器	14,500	846 12,267,000	954 13,833,000	- -	1.27%
24	豊田合成 日本	株式 輸送用機器	10,000	1,179 11,790,000	1,342 13,420,000	- -	1.23%
25	ジェイテクト 日本	株式 機械	24,700	551 13,609,700	528 13,041,600	- -	1.19%
26	日本特殊陶業 日本	株式 ガラス・土石 製品	17,000	701 11,917,000	764 12,988,000	- -	1.19%
27	トヨタ車体 日本	株式 輸送用機器	9,000	1,202 10,818,000	1,336 12,024,000	- -	1.10%
28	ヤマハ 日本	株式 その他製品	15,200	775 11,780,000	766 11,643,200	- -	1.06%
29	カゴメ 日本	株式 食料品	7,600	1,313 9,978,800	1,445 10,982,000	- -	1.00%
30	ユニー 日本	株式 小売業	15,000	825 12,375,000	727 10,905,000	- -	1.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.26%
合計	96.26%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.44%
食料品	1.00%
パルプ・紙	0.54%
医薬品	0.78%
ゴム製品	0.43%
ガラス・土石製品	4.32%
鉄鋼	0.98%
金属製品	1.31%
機械	4.42%
電気機器	13.48%
輸送用機器	30.41%
その他製品	1.06%
電気・ガス業	6.52%
陸運業	5.86%
卸売業	4.38%
小売業	3.90%
銀行業	14.74%
サービス業	1.69%
合計	96.26%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	2,276,149,882	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	6,378,218,910	6,592,301,944	1.0102	1.0441
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	8,646,975,093	8,665,126,575	0.9508	0.9527
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	6,674,753,031	6,691,013,992	0.8210	0.8230
平成20年2月末日	6,640,288,226	-	0.8210	-
3月末日	6,183,201,140	-	0.7729	-
4月末日	6,441,700,324	-	0.8152	-
5月末日	6,406,190,894	-	0.8206	-
6月末日	6,010,547,050	-	0.7866	-
7月末日	5,748,095,332	-	0.7742	-
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	5,675,753,854	5,690,566,633	0.7663	0.7683
8月末日	5,483,209,029	-	0.7610	-
9月末日	4,792,498,008	-	0.6824	-
11月末日	3,454,636,486	-	0.5064	-
12月末日	3,435,275,779	-	0.5070	-
平成21年1月末日	3,151,432,576	-	0.4665	-
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	3,132,758,813	3,146,243,279	0.4646	0.4666
2月末日	3,173,422,384	-	0.4730	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.1000
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	11.0
第2特定期間	4.7
第3特定期間	12.4
第4特定期間	5.2
第5特定期間	37.8

(注)1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。



その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## (参考) 京都滋賀応援マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ワコールホールディングス 日本	株式 繊維製品	15,000	1,115 16,725,000	1,195 17,925,000	- -	5.84%
2	滋賀銀行 日本	株式 銀行業	31,000	509 15,779,000	533 16,523,000	- -	5.38%
3	村田製作所 日本	株式 電気機器	4,300	3,680 15,824,000	3,770 16,211,000	- -	5.28%
4	京都銀行 日本	株式 銀行業	18,000	858 15,444,000	854 15,372,000	- -	5.00%
5	京セラ 日本	株式 電気機器	2,600	5,880 15,288,000	5,850 15,210,000	- -	4.95%
6	ローム 日本	株式 電気機器	3,200	4,590 14,688,000	4,730 15,136,000	- -	4.93%
7	島津製作所 日本	株式 精密機器	24,000	562 13,488,000	620 14,880,000	- -	4.84%
8	ジーエス・ユアサ コーポ 日本	株式 電気機器	36,000	445 16,020,000	408 14,688,000	- -	4.78%
9	日本電産 日本	株式 電気機器	3,500	4,210 14,735,000	4,140 14,490,000	- -	4.72%
10	任天堂 日本	株式 その他製品	500	28,110 14,055,000	28,490 14,245,000	- -	4.64%
11	オムロン 日本	株式 電気機器	11,400	1,002 11,422,800	1,140 12,996,000	- -	4.23%
12	日本電気硝子 日本	株式 ガラス・土石 製品	19,000	578 10,982,000	645 12,255,000	- -	3.99%
13	宝ホールディングス 日本	株式 食料品	26,000	426 11,076,000	401 10,426,000	- -	3.39%
14	平和堂 日本	株式 小売業	7,100	1,330 9,443,000	1,350 9,585,000	- -	3.12%
15	日本写真印刷 日本	株式 その他製品	3,600	2,455 8,838,000	2,460 8,856,000	- -	2.88%
16	グンゼ 日本	株式 繊維製品	28,000	318 8,904,000	305 8,540,000	- -	2.78%
17	日本新薬 日本	株式 医薬品	9,000	1,015 9,135,000	935 8,415,000	- -	2.74%
18	堀場製作所 日本	株式 電気機器	5,200	1,539 8,002,800	1,603 8,335,600	- -	2.71%
19	三洋化成 日本	株式 化学	14,000	467 6,538,000	500 7,000,000	- -	2.28%
20	ニチコン 日本	株式 電気機器	9,500	577 5,481,500	640 6,080,000	- -	1.98%
21	日新電機 日本	株式 電気機器	14,000	354 4,956,000	353 4,942,000	- -	1.61%
22	王将フードサービス 日本	株式 小売業	2,800	1,521 4,258,800	1,525 4,270,000	- -	1.39%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	大日本スクリーン 日本	株式 電気機器	31,000	164 5,084,000	136 4,216,000	- -	1.37%
24	フジテック 日本	株式 機械	11,000	324 3,564,000	331 3,641,000	- -	1.19%
25	ニッセンHD 日本	株式 小売業	7,700	465 3,580,500	430 3,311,000	- -	1.08%
26	ユーシン精機 日本	株式 機械	2,200	939 2,065,800	1,029 2,263,800	- -	0.74%
27	第一精工 日本	株式 電気機器	1,800	964 1,735,200	1,220 2,196,000	- -	0.71%
28	ワタベウェディング 日本	株式 サービス業	1,200	1,478 1,773,600	1,527 1,832,400	- -	0.60%
29	びわこ銀行 日本	株式 銀行業	17,000	103 1,751,000	104 1,768,000	- -	0.58%
30	オブテックス 日本	株式 電気機器	2,100	848 1,780,800	824 1,730,400	- -	0.56%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.79%
合計	97.79%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	0.22%
食料品	3.39%
繊維製品	9.41%
化学	3.18%
医薬品	2.74%
ガラス・土石製品	3.99%
鉄鋼	0.08%
金属製品	0.89%
機械	2.62%
電気機器	38.58%
輸送用機器	0.33%
精密機器	5.34%
その他製品	7.70%
倉庫・運輸関連業	0.56%
情報・通信業	0.46%
卸売業	0.59%
小売業	5.66%
銀行業	10.96%
サービス業	1.09%
合計	97.79%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	1,732,622,055	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	2,360,776,220	2,411,921,430	1.0107	1.0326
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	1,973,430,580	1,977,620,285	0.9420	0.9440
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	1,607,164,736	1,611,157,157	0.8051	0.8071
平成20年2月末日	1,598,039,404	-	0.8146	-
3月末日	1,526,848,386	-	0.7803	-
4月末日	1,600,412,121	-	0.8262	-
5月末日	1,610,538,442	-	0.8384	-
6月末日	1,539,817,246	-	0.8071	-
7月末日	1,514,738,013	-	0.7989	-
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	1,513,836,573	1,517,619,750	0.8003	0.8023
8月末日	1,491,939,939	-	0.7962	-
9月末日	1,311,226,302	-	0.7061	-
11月末日	994,624,079	-	0.5359	-
12月末日	994,456,336	-	0.5367	-
平成21年1月末日	919,471,453	-	0.4973	-
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	904,709,459	908,405,021	0.4896	0.4916
2月末日	911,464,429	-	0.4949	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0760
第2特定期間	0.0220
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.7
第2特定期間	4.6
第3特定期間	13.3
第4特定期間	0.9
第5特定期間	37.3

(注)1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況(平成21年2月27日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	4,547,825,029	97.26
内 日本	4,547,825,029	97.26
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	128,013,603	2.74
純資産総額	4,675,838,632	100.00

(参考) 大阪応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,554,200,700	99.83
内 日本	1,554,200,700	99.83
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,705,521	0.17
純資産総額	1,556,906,221	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成21年2月27日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	1,691,435,430	0.90940 1,538,191,381	0.9604 1,624,454,586	- -	34.74%
2	大阪応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	2,764,503,831	0.56260 1,555,309,855	0.5632 1,556,968,557	- -	33.30%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	3,202,254,245	0.44690 1,431,087,422	0.4267 1,366,401,886	- -	29.22%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	97.26%
合計	97.26%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## (参考) 大阪応援マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	りそなホールディングス 日本	株式 銀行業	54,000	1,541 83,214,000	1,707 92,178,000	- -	5.92%
2	関西電力 日本	株式 電気・ガス業	33,100	2,250 74,475,000	2,365 78,281,500	- -	5.03%
3	武田薬品 日本	株式 医薬品	18,300	4,000 73,200,000	3,990 73,017,000	- -	4.69%
4	パナソニック 日本	株式 電気機器	58,000	1,073 62,234,000	1,154 66,932,000	- -	4.30%
5	キーエンス 日本	株式 電気機器	3,100	18,060 55,986,000	18,680 57,908,000	- -	3.72%
6	住友金属工業 日本	株式 鉄鋼	300,000	197 59,100,000	187 56,100,000	- -	3.60%
7	シャープ 日本	株式 電気機器	69,000	740 51,060,000	766 52,854,000	- -	3.39%
8	大阪瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	135,000	349 47,115,000	352 47,520,000	- -	3.05%
9	伊藤忠 日本	株式 卸売業	99,000	460 45,540,000	448 44,352,000	- -	2.85%
10	西日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	125	347,000 43,375,000	348,000 43,500,000	- -	2.79%
11	近畿鉄道 日本	株式 陸運業	107,000	389 41,623,000	397 42,479,000	- -	2.73%
12	田辺三菱製薬 日本	株式 医薬品	35,000	1,210 42,350,000	1,181 41,335,000	- -	2.65%
13	ダイキン工業 日本	株式 機械	18,300	2,165 39,619,500	2,170 39,711,000	- -	2.55%
14	住友電工 日本	株式 非鉄金属	49,600	729 36,158,400	772 38,291,200	- -	2.46%
15	クボタ 日本	株式 機械	80,000	508 40,640,000	476 38,080,000	- -	2.45%
16	商船三井 日本	株式 海運業	75,000	547 41,025,000	506 37,950,000	- -	2.44%
17	阪急阪神HLDGS 日本	株式 陸運業	79,000	434 34,286,000	452 35,708,000	- -	2.29%
18	塩野義製薬 日本	株式 医薬品	22,000	1,623 35,706,000	1,606 35,332,000	- -	2.27%
19	住友信託 日本	株式 銀行業	105,000	385 40,425,000	331 34,755,000	- -	2.23%
20	小野薬品 日本	株式 医薬品	7,600	4,450 33,820,000	4,560 34,656,000	- -	2.23%
21	パナソニック電工 日本	株式 電気機器	47,000	592 27,824,000	600 28,200,000	- -	1.81%
22	旭化成 日本	株式 化学	88,000	333 29,304,000	315 27,720,000	- -	1.78%
23	積水ハウス 日本	株式 建設業	42,000	727 30,534,000	650 27,300,000	- -	1.75%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
24	大和ハウス 日本	株式 建設業	38,000	725 27,550,000	649 24,662,000	- -	1.58%
25	日清食品HD 日本	株式 食料品	8,000	2,955 23,640,000	2,990 23,920,000	- -	1.54%
26	大日本住友製薬 日本	株式 医薬品	25,000	789 19,725,000	818 20,450,000	- -	1.31%
27	ダイハツ 日本	株式 輸送用機器	27,000	742 20,034,000	753 20,331,000	- -	1.31%
28	シマノ 日本	株式 輸送用機器	6,000	2,835 17,010,000	3,250 19,500,000	- -	1.25%
29	日東電工 日本	株式 化学	10,900	1,771 19,303,900	1,780 19,402,000	- -	1.25%
30	大林組 日本	株式 建設業	45,000	396 17,820,000	413 18,585,000	- -	1.19%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	99.83%
合計	99.83%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	5.29%
食料品	3.98%
繊維製品	1.06%
パルプ・紙	0.55%
化学	7.75%
医薬品	14.56%
鉄鋼	4.39%
非鉄金属	2.46%
機械	6.08%
電気機器	13.80%
輸送用機器	2.56%
精密機器	0.39%
その他製品	0.36%
電気・ガス業	8.08%
陸運業	9.64%
海運業	2.44%
情報・通信業	0.51%
卸売業	3.30%
小売業	1.47%
銀行業	8.89%
保険業	0.76%
サービス業	1.49%
合計	99.83%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	7,502,409,332	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	11,389,760,687	11,749,521,764	1.0102	1.0421
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	11,390,960,365	11,415,462,631	0.9298	0.9318
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	9,085,464,225	9,107,876,553	0.8107	0.8127
平成20年2月末日	9,034,346,468	-	0.8108	-
3月末日	8,435,954,644	-	0.7676	-
4月末日	8,912,440,797	-	0.8194	-
5月末日	8,956,666,830	-	0.8299	-
6月末日	8,423,917,890	-	0.7915	-
7月末日	8,280,004,313	-	0.7907	-
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	8,124,881,994	8,145,727,048	0.7796	0.7816
8月末日	8,041,916,473	-	0.7796	-
9月末日	7,003,118,614	-	0.6958	-
11月末日	5,216,733,778	-	0.5277	-
12月末日	5,244,592,592	-	0.5338	-
平成21年1月末日	4,788,069,269	-	0.4901	-
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	4,670,177,496	4,689,604,545	0.4808	0.4828
2月末日	4,675,838,632	-	0.4834	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0940
第2特定期間	0.0120
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	10.4
第2特定期間	6.8
第3特定期間	11.5
第4特定期間	2.4
第5特定期間	36.8

(注)1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況(平成21年2月27日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	639,998,538	97.76
内 日本	639,998,538	97.76
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	14,696,978	2.24
純資産総額	654,695,516	100.00

(参考) 兵庫応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	207,552,200	95.31
内 日本	207,552,200	95.31
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10,206,047	4.69
純資産総額	217,758,247	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ

(2) 投資資産(平成21年2月27日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザーフ 日本 ファンド	親投資信託 受益証券 -	234,695,623	0.90940 213,432,251	0.9604 225,401,676	- -	34.43%
2	兵庫応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	395,692,555	0.55130 218,145,305	0.5503 217,749,613	- -	33.26%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	461,324,699	0.44690 206,166,007	0.4267 196,847,249	- -	30.07%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	97.76%
合計	97.76%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## (参考) 兵庫応援マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	関西ペイント 日本	株式 化学	23,000	471 10,833,000	509 11,707,000	- -	5.38%
2	シスメックス 日本	株式 電気機器	3,600	2,660 9,576,000	2,995 10,782,000	- -	4.95%
3	グローリー 日本	株式 機械	6,300	1,592 10,029,600	1,607 10,124,100	- -	4.65%
4	川崎重工業 日本	株式 輸送用機器	58,000	163 9,454,000	171 9,918,000	- -	4.55%
5	アシックス 日本	株式 その他製品	16,000	579 9,264,000	616 9,856,000	- -	4.53%
6	上組 日本	株式 倉庫・運輸 関連業	15,000	657 9,855,000	630 9,450,000	- -	4.34%
7	大和工業 日本	株式 鉄鋼	4,400	2,140 9,416,000	2,025 8,910,000	- -	4.09%
8	川崎汽船 日本	株式 海運業	28,000	345 9,660,000	313 8,764,000	- -	4.02%
9	住友ゴム 日本	株式 ゴム製品	14,000	622 8,708,000	623 8,722,000	- -	4.01%
10	神戸製鋼所 日本	株式 鉄鋼	73,000	124 9,052,000	119 8,687,000	- -	3.99%
11	大阪チタニウム 日本	株式 非鉄金属	3,100	2,020 6,262,000	2,110 6,541,000	- -	3.00%
12	伊藤ハム 日本	株式 食料品	21,000	294 6,174,000	288 6,048,000	- -	2.78%
13	みなと銀行 日本	株式 銀行業	36,000	138 4,968,000	148 5,328,000	- -	2.45%
14	ノーリツ 日本	株式 金属製品	3,500	1,255 4,392,500	1,260 4,410,000	- -	2.03%
15	日本毛織 日本	株式 繊維製品	8,000	550 4,400,000	549 4,392,000	- -	2.02%
16	加藤産業 日本	株式 卸売業	3,100	1,331 4,126,100	1,410 4,371,000	- -	2.01%
17	アサヒブリテック 日本	株式 非鉄金属	3,500	1,012 3,542,000	1,204 4,214,000	- -	1.94%
18	西松屋チェーン 日本	株式 小売業	5,600	832 4,659,200	722 4,043,200	- -	1.86%
19	フジッコ 日本	株式 食料品	3,000	1,083 3,249,000	1,101 3,303,000	- -	1.52%
20	山陽特殊鋼 日本	株式 鉄鋼	15,000	232 3,480,000	193 2,895,000	- -	1.33%
21	ノエビア 日本	株式 化学	3,300	847 2,795,100	861 2,841,300	- -	1.30%
22	マックスバリュ西日本 日本	株式 小売業	2,100	1,344 2,822,400	1,215 2,551,500	- -	1.17%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	山陽電鉄 日本	株式 陸運業	8,000	305 2,440,000	310 2,480,000	- -	1.14%
24	三ツ星ベルト 日本	株式 ゴム製品	6,000	417 2,502,000	391 2,346,000	- -	1.08%
25	ユニチカ 日本	株式 繊維製品	36,000	64 2,304,000	61 2,196,000	- -	1.01%
26	ビオフェルミン製薬 日本	株式 医薬品	1,200	1,823 2,187,600	1,801 2,161,200	- -	0.99%
27	日本管財 日本	株式 サービス業	1,700	1,437 2,442,900	1,212 2,060,400	- -	0.95%
28	トリドール 日本	株式 小売業	5	455,000 2,275,000	411,000 2,055,000	- -	0.94%
29	ハイレックスコーポレーション 日本	株式 輸送用機器	3,500	572 2,002,000	582 2,037,000	- -	0.94%
30	関西スーパーマーケット 日本	株式 小売業	2,500	805 2,012,500	803 2,007,500	- -	0.92%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.31%
合計	95.31%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	6.50%
繊維製品	3.03%
化学	9.68%
医薬品	1.15%
ゴム製品	5.93%
ガラス・土石製品	1.19%
鉄鋼	10.16%
非鉄金属	4.94%
金属製品	2.61%
機械	7.25%
電気機器	6.62%
輸送用機器	6.71%
その他製品	5.35%
陸運業	2.01%
海運業	4.58%
倉庫・運輸関連業	4.34%
情報・通信業	0.03%
卸売業	4.06%
小売業	5.79%
銀行業	2.45%
サービス業	0.95%
合計	95.31%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド  
前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	1,441,754,810	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	1,637,357,492	1,698,754,242	1.0104	1.0483
第2特定期間末 (平成19年8月13日)	1,834,103,496	1,837,985,246	0.9450	0.9470
第3特定期間末 (平成20年2月13日)	1,319,453,059	1,322,826,018	0.7824	0.7844
平成20年2月末日	1,334,558,381	-	0.7933	-
3月末日	1,247,424,570	-	0.7517	-
4月末日	1,303,454,063	-	0.7964	-
5月末日	1,266,514,732	-	0.8105	-
6月末日	1,194,239,388	-	0.7751	-
7月末日	1,175,734,527	-	0.7774	-
第4特定期間末 (平成20年8月13日)	1,139,632,413	1,142,633,670	0.7594	0.7614
8月末日	1,121,025,948	-	0.7587	-
9月末日	993,047,016	-	0.6860	-
11月末日	739,367,672	-	0.5207	-
12月末日	739,439,468	-	0.5246	-
平成21年1月末日	671,501,887	-	0.4795	-
第5特定期間末 (平成21年2月13日)	660,056,039	662,850,801	0.4724	0.4744
2月末日	654,695,516	-	0.4742	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0950
第2特定期間	0.0260
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	10.5
第2特定期間	3.9
第3特定期間	15.9
第4特定期間	1.4
第5特定期間	36.2

(注)1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

## 6 手続等の概要

### (1) 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

### (2) 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### < 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

#### ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

## 7 管理及び運営の概要

### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として、当該取引所における計算日の最終相場(ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段)で評価します。

・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。

1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。) 2. 価格情報会社の提供する価額

・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として、当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00、半休日は9:00~12:00)

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

平成 18 年 9 月 27 日から平成 28 年 10 月 13 日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 計算期間

毎月 14 日から翌月 13 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、平成 18 年 9 月 27 日から平成 18 年 10 月 13 日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) その他

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させま

す。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前 1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1.から前 5.までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 の 1.から 6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の 3.または前 の 3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、毎年 2 月および 8 月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前 1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### (6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

#### 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分

に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

#### 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

## 第2 財務ハイライト情報

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」(当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。)から抜粋して記載したものです。

### りそな・東京応援・資産分散ファンド

#### 1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成20年8月13日現在	平成21年2月13日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	177,043,941	99,766,293
親投資信託受益証券	12,626,876,031	6,969,455,584
未収入金	90,000,000	80,000,000
流動資産合計	12,893,919,972	7,149,221,877
資産合計	12,893,919,972	7,149,221,877
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	32,795,254	30,496,279
未払解約金	8,625,465	26,229,051
未払受託者報酬	555,356	327,188
未払委託者報酬	13,328,752	7,852,751
その他未払費用	532,209	367,768
流動負債合計	55,837,036	65,273,037
負債合計	55,837,036	65,273,037
純資産の部		
元本等		
元本	16,397,644,611	15,248,139,779
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	3,559,561,675	8,164,190,939
(分配準備積立金)	133,055,062	85,737,643
元本等合計	12,838,082,936	7,083,948,840
純資産合計	12,838,082,936	7,083,948,840
負債純資産合計	12,893,919,972	7,149,221,877

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日 金 額 (円)	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息	477,790	239,473
有価証券売買等損益	27,519,820	4,777,420,447
営業収益合計	27,997,610	4,777,180,974
営業費用		
受託者報酬	3,548,609	2,452,311
委託者報酬	85,167,895	58,856,372
その他費用	532,209	367,773
営業費用合計	89,248,713	61,676,456
営業損失 ( )	61,251,103	4,838,857,430
経常損失 ( )	61,251,103	4,838,857,430
当期純損失 ( )	61,251,103	4,838,857,430
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 ( )	3,610,763	24,882,724
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	3,560,089,205	3,559,561,675
剰余金増加額又は欠損金減少額	280,412,366	421,673,781
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	280,412,366	421,673,781
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,723,743	25,119,362
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	11,723,743	25,119,362
分配金	203,299,227	187,208,977
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	3,559,561,675	8,164,190,939

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券  同左

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 20 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	88,733,043	45,723,474
親投資信託受益証券	6,085,123,442	3,585,924,391
未収入金	30,000,000	30,000,000
流動資産合計	6,203,856,485	3,661,647,865
資産合計	6,203,856,485	3,661,647,865
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16,317,557	15,615,552
未払解約金	14,821,541	3,346,982
未払受託者報酬	268,307	166,931
未払委託者報酬	6,439,542	4,006,575
その他未払費用	256,811	182,336
流動負債合計	38,103,758	23,318,376
負債合計	38,103,758	23,318,376
純資産の部		
元本等		
元本	8,158,778,584	7,807,776,126
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,993,025,857	4,169,446,637
(分配準備積立金)	87,208,053	61,158,932
元本等合計	6,165,752,727	3,638,329,489
純資産合計	6,165,752,727	3,638,329,489
負債純資産合計	6,203,856,485	3,661,647,865

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	238,759	123,408
有価証券売買等損益	154,421,542	2,189,199,051
営業収益合計	154,182,783	2,189,075,643
営業費用		
受託者報酬	1,712,656	1,216,199
委託者報酬	41,104,671	29,189,835
その他費用	256,811	182,336
営業費用合計	43,074,138	30,588,370
営業損失 ( )	197,256,921	2,219,664,013
経常損失 ( )	197,256,921	2,219,664,013
当期純損失 ( )	197,256,921	2,219,664,013
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 ( )	1,773,583	8,364,137
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	1,775,159,267	1,993,025,857
剰余金増加額又は欠損金減少額	87,826,274	141,055,559
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	87,826,274	141,055,559
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,681,638	11,145,447
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	6,681,638	11,145,447
分配金	99,980,722	95,031,016
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,993,025,857	4,169,446,637

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券  同左

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 20 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	32,416,561	11,877,950
親投資信託受益証券	1,771,953,482	993,040,618
未収入金	-	10,000,000
流動資産合計	1,804,370,043	1,014,918,568
資産合計	1,804,370,043	1,014,918,568
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,829,773	4,547,991
未払解約金	738,492	-
未払受託者報酬	78,479	46,354
未払委託者報酬	1,883,640	1,112,760
その他未払費用	75,918	51,454
流動負債合計	7,606,302	5,758,559
負債合計	7,606,302	5,758,559
純資産の部		
元本等		
元本	2,414,886,950	2,273,995,710
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	618,123,209	1,264,835,701
(分配準備積立金)	35,493,175	26,140,015
元本等合計	1,796,763,741	1,009,160,009
純資産合計	1,796,763,741	1,009,160,009
負債純資産合計	1,804,370,043	1,014,918,568

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日 金 額 (円)	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息	73,094	38,296
有価証券売買等損益	71,186,667	663,912,864
営業収益合計	71,113,573	663,874,568
営業費用		
受託者報酬	506,766	343,577
委託者報酬	12,163,343	8,247,086
その他費用	75,918	51,454
営業費用合計	12,746,027	8,642,117
営業損失 ( )	83,859,600	672,516,685
経常損失 ( )	83,859,600	672,516,685
当期純損失 ( )	83,859,600	672,516,685
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 ( )	373,626	2,916,156
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	551,159,551	618,123,209
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,206,849	54,071,744
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	49,206,849	54,071,744
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,086,093	3,431,916
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,086,093	3,431,916
分配金	29,851,188	27,751,791
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	618,123,209	1,264,835,701

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券  同左

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 20 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,571,115	10,697,712
親投資信託受益証券	1,214,386,597	703,429,977
未収入金	-	10,000,000
流動資産合計	1,243,957,712	724,127,689
資産合計	1,243,957,712	724,127,689
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,270,028	3,157,592
未払解約金	3,759,060	-
未払受託者報酬	54,436	32,836
未払委託者報酬	1,306,561	788,169
その他未払費用	52,371	35,769
流動負債合計	8,442,456	4,014,366
負債合計	8,442,456	4,014,366
純資産の部		
元本等		
元本	1,635,014,461	1,578,796,326
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	399,499,205	858,683,003
(分配準備積立金)	22,558,355	17,837,131
元本等合計	1,235,515,256	720,113,323
純資産合計	1,235,515,256	720,113,323
負債純資産合計	1,243,957,712	724,127,689

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	54,103	27,630
有価証券売買等損益	18,640,516	453,956,620
営業収益合計	18,586,413	453,928,990
営業費用		
受託者報酬	349,689	239,074
委託者報酬	8,393,479	5,738,764
その他費用	52,371	35,769
営業費用合計	8,795,539	6,013,607
営業損失 ( )	27,381,952	459,942,597
経常損失 ( )	27,381,952	459,942,597
当期純損失 ( )	27,381,952	459,942,597
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	423,995	2,008,381
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	386,855,090	399,499,205
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,604,296	19,980,038
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	36,604,296	19,980,038
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,024,992	2,185,259
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,024,992	2,185,259
分配金	20,417,472	19,044,361
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	399,499,205	858,683,003

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

りそな・中部応援・資産分散ファンド

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 20 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	68,843,382	63,724,865
親投資信託受益証券	5,562,329,741	3,088,357,376
未収入金	70,000,000	-
流動資産合計	5,701,173,123	3,152,082,241
資産合計	5,701,173,123	3,152,082,241
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,812,779	13,484,466
未払解約金	4,177,501	2,137,685
未払受託者報酬	247,372	141,717
未払委託者報酬	5,937,108	3,401,377
その他未払費用	244,509	158,183
流動負債合計	25,419,269	19,323,428
負債合計	25,419,269	19,323,428
純資産の部		
元本等		
元本	7,406,435,894	6,742,233,416
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,730,682,040	3,609,474,603
( 分配準備積立金 )	92,253,665	66,916,112
元本等合計	5,675,753,854	3,132,758,813
純資産合計	5,675,753,854	3,132,758,813
負債純資産合計	5,701,173,123	3,152,082,241

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日 金 額 (円)	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息	226,516	117,413
有価証券売買等損益	291,787,173	1,998,972,365
営業収益合計	291,560,657	1,998,854,952
営業費用		
受託者報酬	1,630,616	1,055,071
委託者報酬	39,135,824	25,322,895
その他費用	244,510	158,183
営業費用合計	41,010,950	26,536,149
営業損失 ( )	332,571,607	2,025,391,101
経常損失 ( )	332,571,607	2,025,391,101
当期純損失 ( )	332,571,607	2,025,391,101
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 ( )	653,930	18,996,386
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	1,455,728,308	1,730,682,040
剰余金増加額又は欠損金減少額	155,683,525	219,729,108
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	155,683,525	219,729,108
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,216,148	9,729,250
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	4,216,148	9,729,250
分配金	93,195,572	82,397,706
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,730,682,040	3,609,474,603

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券  同左

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 20 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,640,226	19,608,090
親投資信託受益証券	1,497,598,810	890,377,665
流動資産合計	1,521,239,036	909,985,755
資産合計	1,521,239,036	909,985,755
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,783,177	3,695,562
未払解約金	1,939,079	503,800
未払受託者報酬	64,751	41,304
未払委託者報酬	1,554,229	991,354
その他未払費用	61,227	44,276
流動負債合計	7,402,463	5,276,296
負債合計	7,402,463	5,276,296
純資産の部		
元本等		
元本	1,891,638,992	1,847,781,236
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	377,802,419	943,071,777
( 分配準備積立金 )	23,716,704	17,760,922
元本等合計	1,513,836,573	904,709,459
純資産合計	1,513,836,573	904,709,459
負債純資産合計	1,521,239,036	909,985,755

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	60,428	30,341
有価証券売買等損益	25,199,305	547,521,145
営業収益合計	25,259,733	547,490,804
営業費用		
受託者報酬	408,783	295,789
委託者報酬	9,812,144	7,099,951
その他費用	61,227	44,276
営業費用合計	10,282,154	7,440,016
営業利益又は営業損失 ( )	14,977,579	554,930,820
経常利益又は経常損失 ( )	14,977,579	554,930,820
当期純利益又は当期純損失 ( )	14,977,579	554,930,820
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 ( )	1,536,343	826,368
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	389,046,127	377,802,419
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,989,864	13,846,067
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	21,989,864	13,846,067
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,100,347	2,760,086
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	1,100,347	2,760,086
分配金	23,087,045	22,250,887
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	377,802,419	943,071,777

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券  同左

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 20 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	152,857,270	94,223,176
親投資信託受益証券	8,006,741,830	4,611,008,826
流動資産合計	8,159,599,100	4,705,232,002
資産合計	8,159,599,100	4,705,232,002
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	20,845,054	19,427,049
未払解約金	4,703,313	10,030,402
未払受託者報酬	353,158	214,458
未払委託者報酬	8,475,876	5,147,178
その他未払費用	339,705	235,419
流動負債合計	34,717,106	35,054,506
負債合計	34,717,106	35,054,506
純資産の部		
元本等		
元本	10,422,527,888	9,713,524,594
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	2,297,645,894	5,043,347,098
( 分配準備積立金 )	98,243,385	72,886,005
元本等合計	8,124,881,994	4,670,177,496
純資産合計	8,124,881,994	4,670,177,496
負債純資産合計	8,159,599,100	4,705,232,002

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	278,175	144,090
有価証券売買等損益	151,165,323	2,835,733,004
営業収益合計	150,887,148	2,835,588,914
営業費用		
受託者報酬	2,265,287	1,570,012
委託者報酬	54,367,722	37,681,328
その他費用	339,705	235,419
営業費用合計	56,972,714	39,486,759
営業損失 ( )	207,859,862	2,875,075,673
経常損失 ( )	207,859,862	2,875,075,673
当期純損失 ( )	207,859,862	2,875,075,673
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	2,567,450	10,664,478
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	2,120,828,789	2,297,645,894
剰余金増加額又は欠損金減少額	167,614,962	246,339,124
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	167,614,962	246,339,124
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,786,818	8,644,460
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,786,818	8,644,460
分配金	129,217,937	118,984,673
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	2,297,645,894	5,043,347,098

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券  同左

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 20 年 8 月 13 日現在 金 額 (円)	平成 21 年 2 月 13 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,962,045	12,811,934
親投資信託受益証券	1,118,054,122	647,316,924
未収入金	15,000,000	5,000,000
流動資産合計	1,147,016,167	665,128,858
資産合計	1,147,016,167	665,128,858
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,001,257	2,794,762
未払解約金	3,085,125	1,487,679
未払受託者報酬	49,924	30,283
未払委託者報酬	1,198,386	727,038
その他未払費用	49,062	33,057
流動負債合計	7,383,754	5,072,819
負債合計	7,383,754	5,072,819
純資産の部		
元本等		
元本	1,500,628,856	1,397,381,141
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	360,996,443	737,325,102
(分配準備積立金)	20,691,305	15,953,019
元本等合計	1,139,632,413	660,056,039
純資産合計	1,139,632,413	660,056,039
負債純資産合計	1,147,016,167	665,128,858

## 2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日 金 額 (円)	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息	54,289	30,945
有価証券売買等損益	7,138,847	390,737,198
営業収益合計	7,084,558	390,706,253
営業費用		
受託者報酬	327,652	221,012
委託者報酬	7,864,884	5,305,459
その他費用	49,062	33,057
営業費用合計	8,241,598	5,559,528
営業損失 ( )	15,326,156	396,265,781
経常損失 ( )	15,326,156	396,265,781
当期純損失 ( )	15,326,156	396,265,781
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 ( )	376,877	1,923,277
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	367,026,655	360,996,443
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,674,874	37,582,325
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	41,674,874	37,582,325
剰余金減少額又は欠損金増加額	890,192	2,485,091
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	890,192	2,485,091
分配金	19,051,437	17,083,389
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	360,996,443	737,325,102

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成 20 年 2 月 14 日 至 平成 20 年 8 月 13 日	自 平成 20 年 8 月 14 日 至 平成 21 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券  同左

### 第3 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。  
上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。  
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### 第4 ファンドの詳細情報の項目

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

資産総額

負債総額

純資産総額 ( - )

発行済数量

1 単位当たり純資産額 ( / )

第5 設定及び解約の実績

## 追加型証券投資信託

- (りそな・東京応援・資産分散ファンド)
- (りそな・埼玉応援・資産分散ファンド)
- (りそな・多摩応援・資産分散ファンド)
- (りそな・神奈川応援・資産分散ファンド)
- (りそな・中部応援・資産分散ファンド)
- (りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド)
- (りそな・大阪応援・資産分散ファンド)
- (りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド)

## 約 款

大和証券投資信託委託株式会社

## 運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ( ) 応援マザーファンドの受益証券
2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. 世界REITマザーファンドの受益証券

#### (2) 投資態度

主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

( ) 応援マザーファンドの受益証券 ..... 信託財産の純資産総額の3分の1

ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ..... 信託財産の純資産総額の3分の1

世界REITマザーファンドの受益証券 ..... 信託財産の純資産総額の3分の1

保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 3. 収益分配方針

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(注) 上記「2. 運用方法」の「(1) 投資対象」の1.および「(2) 投資態度」の ( ) は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

追加型証券投資信託

- (りそな・東京応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・埼玉応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・多摩応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・神奈川応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・中部応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・大阪応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド)
- 約 款

(注) 本約款の第2条、第3条第1項および第7条第1項にある( )は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

	第2条	第3条第1項	第7条第1項
「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,500	500
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	300	600	300
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,500	500
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,200	500

(注) 本約款の第20条第1号にある( )は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者としてします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金( )億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、( )億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成28年10月13日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については( )億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権

については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手續を委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 （削 除）

第16条 （削 除）

第17条 （削 除）

第18条 （削 除）

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の第1号から第3号までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の第4号から第7号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. （ ）応援マザーファンドの受益証券

2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券

3. 世界REITマザーファンドの受益証券

4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。）第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

前項の取扱いは、第24条、第29条および第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第26条（削除） （混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入れをもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌

営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、この信託において主要投資対象とする世界REITマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

（収益の分配方式）

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

( 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い )

第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 ( 当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として ) に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金 ( 信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。 ) は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 ( 信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として ) に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

前各項 ( 第2項を除きます。 ) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

( 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 )

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

( 収益分配金および償還金の時効 )

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないとときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

( 信託契約の一部解約 )

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位 ( 積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。 ) をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするとき、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所 ( 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第3項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。 ) 等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

( 質権口記載または記録の受益権の取扱い )

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

( 信託契約の解約 )

第43条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

( 信託契約に関する監督官庁の命令 )

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

( 委託者の登録取消等に伴う取扱い )

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

( 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い )

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

( 受託者の辞任および解任に伴う取扱い )

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背

いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

( 信託約款の変更 )

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( 反対者の買取請求権 )

第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

( 信託期間の延長 )

第50条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

( 公告 )

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

平成20年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

( 信託約款に関する疑義の取扱い )

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

( 付 則 )

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

別に定める取引所

約款第12条および第42条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所  
ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）  
オーストラリア証券取引所